

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3790676号
(P3790676)

(45) 発行日 平成18年6月28日(2006.6.28)

(24) 登録日 平成18年4月7日(2006.4.7)

(51) Int.C1.

F 1

H04L	12/58	(2006.01)	H04L	12/58	100E
G06F	13/00	(2006.01)	H04L	12/58	100F
G06Q	50/00	(2006.01)	G06F	13/00	610C
G06Q	10/00	(2006.01)	G06F	17/60	ZEC
G06Q	30/00	(2006.01)	G06F	17/60	170Z

請求項の数 2 (全 51 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号

特願2001-77138 (P2001-77138)

(22) 出願日

平成13年3月16日 (2001.3.16)

(65) 公開番号

特開2001-345859 (P2001-345859A)

(43) 公開日

平成13年12月14日 (2001.12.14)

審査請求日 平成16年5月19日 (2004.5.19)

(31) 優先権主張番号

特願2000-97102 (P2000-97102)

(32) 優先日

平成12年3月31日 (2000.3.31)

(33) 優先権主張国

日本国 (JP)

(73) 特許権者 000005223

富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番
1号

(74) 代理人 100074099

弁理士 大菅 義之

(74) 代理人 100067987

弁理士 久木元 彰

(72) 発明者 金谷 延幸

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番
1号 富士通株式会社内

審査官 清水 稔

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】付加価値添付Eメール送信装置、及び付加価値添付Eメール送受信システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

Eメールを受信者が読んだ時点で受信者に対して有効となる付加価値が添付された付加価値添付Eメールを送信する装置において、

Eメールの受信者によって該付加価値に対して設定された閾値であって、外部から与えられる閾値以上の付加価値をEメールに添付して、該閾値を設定した受信者に対して送信するEメール送信手段を備えることを特徴とする付加価値添付Eメール送信装置。

【請求項2】

Eメールを受信者が読んだ時点で受信者に対して有効となる付加価値が添付された付加価値添付Eメールが送受信されるEメールシステムにおいて、

Eメールの受信者によって該付加価値に対して設定され、Eメール送信者側に公開された閾値を記憶する閾値記憶手段と、

該閾値記憶手段の記憶内容を参照して、該公開された閾値以上の付加価値を添付したEメールを、該閾値を公開した受信者に対して送信するEメール送信手段とを備えることを特徴とする付加価値添付Eメール送受信システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明はEメールの送受信方式に係り、更に詳しくは受信者がEメールを読んだ時点

10

20

で有効となる付加価値が添付された付加価値添付 E - メールを、受信者に有効に読ませるための付加価値添付 E - メール選別装置、同送信装置、同送受信システム、および送受信方法に関する。

【 0 0 0 2 】

【従来の技術】

E - メールによるダイレクトメールは、情報の提供側が情報の提供先を選べることが、見てくれるまで情報を提供することができないウェブによる広告とは大きく違う。従って、新規市場の開拓には、今後重要なメディアである。

【 0 0 0 3 】

しかし、従来の E - メールによるダイレクトメールなどは、情報を受け取る側にとって、情報を受け取ることに逆に金がかかり、直接儲かることはないため、受け取る側のメリットがなく読み捨てられることが多かった。また、情報の価値を決める基準がなく、情報をフィルタリングする基準は、FromなどのアドレスやSubject などしかなかった。したがって、必要でない多くの情報が氾濫し、E - メールによる広告の効果はますます薄れてしまう。

10

【 0 0 0 4 】

また、E - メールのアドレスが第三者の手に渡ると、その第三者は自由に E - メールを送ることができるために、さらに無駄な E - メールが氾濫することとなる。従って、受信者はアドレスを直接送信者側に公開できず、E - メール転送サービスや、不確実な内容や送り主に基づく E - メール選別サービスを使う程度であった。また送信者側は広告などを送ろうとしても受信者のアドレス取得は困難であり、インターネットメール広告代行業などを介してメールを送信する必要があった。

20

【 0 0 0 5 】

このように、従来の E - メールシステムでは、E - メールの量とその質を制御することは、ほとんど不可能である。受信者は氾濫する E - メールから適切な情報を受け取ることができず、E - メールを読まなくなる。また送信者も送った E - メールが、多量の E - メールの中に埋もれてしまい、読んでもらえる保証がないため、さらに E - メールの量を増やすといった悪循環を招く。

【 0 0 0 6 】

従来技術の 1 つとしての USP 5,794,210 では、広告を見たことに対する対価を払うことでの広告の有効性を向上させるものである。この発明を E - メールにおける広告に適用しようとすると、対価がない E - メールも送られてきてしまうため、有効ではない。また、この発明には、必ず仲介業者コンピュータが介在するといった欠点がある。すなわち E - メールの送信側にとって例えば受信者リストはビジネス上のノウハウであり、仲介業者に教えたくないものである。

30

【 0 0 0 7 】

【発明が解決しようとする課題】

このように従来の E - メール送受信システムにおいては、送信者側および受信者側共に、E - メールの量とその内容をコントロールすることができず、受信者側においては読みたい E - メールを選別することが不可能であり、また送信者側にとって E - メールによる広告などを受信者側に必ず読んでもらう保証がなく、更に広告などの送り先を適切に選択できないという問題点があった。

40

【 0 0 0 8 】

本発明の課題は、上述の問題点に鑑み、第 1 に受信者は読むに値しないと考える E - メールを拒否することができるようにしており、第 2 に送信者側にとって E - メールによる広告などを多数の E - メールの中から受信者に確実に選択して読んでもらうことを可能にすることであり、第 3 に送信者と受信者の間で広告の受け取りを売買行為として可能にさせることであり、第 4 に送信者側にとって E - メールによる宣伝効果が最適になるように広告の送り先を選択できるようにすることである。

【 0 0 0 9 】

50

【課題を解決するための手段】

図1は本発明の付加価値添付E-メール選別装置の原理構成ブロック図である。同図は受信者がE-メールを読んだ時点でその受信者に対して有効となる付加価値、例えば手形や図書券の引換券などが添付された付加価値添付E-メールを、受信者に読ませるために選別する選別装置の原理構成ブロック図である。この装置は本発明の最も基本的な実施形態としての第1の実施形態に対応するものであり、本発明にとって最も重要な思想としての、受信者側でのE-メールの選別を実現するものである。

【0010】

図1において、付加価値添付E-メール選別装置1は、閾値記憶手段2と、E-メール到着通知手段3とを備える。閾値記憶手段2は、例えば閾値メモリ、あるいは閾値格納データベースであり、E-メールの受信者によって付加価値に対応して設定された閾値を記憶するものである。

10

【0011】

E-メール到着通知手段3は、送信者側から送られたE-メールに添付された付加価値が閾値記憶手段2に記憶されている閾値以上である時、例えばE-メールに添付された付加価値としての手形が500円であり、閾値記憶手段に記憶されている手形に対する閾値が200円である時には、そのE-メールの到着を受信者に読ませるために通知するものである。

【0012】

本発明の実施の形態においては、付加価値として例えば手形、図書券、百貨店割引券など複数の種類が用いられ、閾値記憶手段2はそれら複数の種類の付加価値に対してそれぞれ閾値を記憶し、E-メール到着通知手段3はE-メールに添付された付加価値が同一種類の付加価値に対する閾値以上の時に、そのE-メールの到着を受信者に通知することもできる。

20

【0013】

更に実施の形態においては、E-メールの受信者によって複数の種類の付加価値のうち一部の種類に対して閾値が設定され、他の種類に対しては閾値を計算するための比率が設定されて、それらの設定値をE-メールの受信者から受け取って全ての付加価値に対する閾値を求め、閾値記憶手段2に与える閾値計算手段を更に備えることもできる。

【0014】

また付加価値の他の種類として、E-メールの受信者側で生成される特定受信者用付加価値を用いることもでき、E-メール到着通知手段はその特定受信者用付加価値を手に入れた送信者側から閾値以上のその付加価値が添付されたE-メールが到着した時点で、受信者にそれを通知することも可能である。

30

【0015】

本発明の実施の形態において、付加価値添付E-メール選別装置1はE-メールの送信者と受信者の間に介在するE-メール受信仲介業者に備えられると共に、受信者が通知されたE-メールを読んだ時点でそのメールに添付されていた付加価値の清算を行う付加価値清算手段を更に備えることも可能である。

【0016】

40

この場合、前述のように付加価値は1種類のみであることも、また複数種類であることもでき、更に1部の種類に対して受信者によって閾値が設定され、他の種類に対しては閾値計算用の比率が設定されて、それらの設定値を用いて全ての付加価値に対する閾値を求めて閾値記憶手段2に与える閾値計算手段を更に備えることも可能である。

【0017】

次に本発明の付加価値添付E-メール送信装置においては、1人以上のE-メールの受信者によって付加価値に対して設定された閾値であって、外部から与えられる閾値以上の付加価値をE-メールに添付して、その閾値を設定した受信者に対して送信するE-メール送信手段を備えている。

【0018】

50

発明の実施の形態においては、付加価値添付 E - メール送信装置は E - メールの送信者と受信者との間に介在する仲介業者に備えられ、外部の受信者側から与えられた閾値を記憶して、E - メール送信手段に与える閾値記憶手段を更に備えることも可能である。この場合、前述のように付加価値の種類は 1 種類のみであること、複数種類であることも可能であり、複数種類の場合には前述のような閾値計算手段を更に備えることも可能である。

【 0 0 1 9 】

更に本発明の E - メール送受信システムは、1 人以上の E - メールの受信者によって対応する付加価値に対して設定され、E - メール送信者側に公開された閾値を記憶する閾値記憶手段、例えばウェブサーバと、その閾値記憶手段の記憶内容を参照して、公開された閾値以上の付加価値を添付した E - メールを、閾値を公開した受信者に対して送信する E - メール送信手段とを備える。

10

【 0 0 2 0 】

この E - メール送受信システムにおいても、前述の E - メール選別装置と同様に、閾値記憶手段が付加価値の複数の種類に対してそれぞれ閾値を記憶し、E - メール送信手段が公開された閾値以上の同一種類の付加価値を添付して E - メールを送信することも可能であり、更に受信者から複数種類の付加価値のうち一部の種類に対しての閾値の設定値と、他の種類の付加価値に対して閾値計算用の比率とを受け取って、全ての種類の付加価値に対する閾値を求めて、閾値記憶手段に与える閾値計算手段を更に備えることも可能である。

【 0 0 2 1 】

また本発明の実施形態においては、E - メール送受信システムの E - メール送信手段が、閾値記憶手段の内容を参照して、E - メールに添付すべき付加価値として適切な値、例えば受信者によって公開されている閾値と同じ値を決定する添付付加価値決定手段を更に備えることも可能である。またこの場合、E - メール送信手段は公開された閾値に対応する付加価値の種類に応じて閾値を公開した受信者に適切な広告文、例えば付加価値として図書券を指定している受信者に対しては書店の広告文を選択し、その広告文を含む E - メールを作成する広告文選択手段を更に備えることも可能である。

20

【 0 0 2 2 】

また E - メール送受信システムの実施形態においては、E - メール送信手段が、閾値記憶手段の内容を参照して E - メールの送信者から指定される付加価値の総量を適切に分配して、分配された付加価値が添付された E - メールを送信すべき 1 人以上の受信者を決定する付加価値分配手段を更に備えることも可能である。この場合 E - メール送信手段が、前述と同様の広告文選択手段を更に備えて、付加価値の総量を適切に分配すると同時に、それぞれの受信者に対して適切な広告文を選択して、その広告文を含む E - メールに対して分配された付加価値を添付して送信することも可能である。

30

【 0 0 2 3 】

E - メールの受信者側で生成され、受信者が E - メールを読んだ時点で有効となる特定受信者用付加価値が添付された E - メールが送受信されるシステムにおいて、E - メールの受信者によってその特定受信者用付加価値に対して設定された閾値を記憶する閾値記憶手段と、送信者側から送られた E - メールに添付された付加価値が閾値記憶手段に記憶されている閾値以上である時に、その E - メールの到着を受信者に通知する E - メール到着通知手段と、E - メールの受信者と送信者との間で特定受信者用付加価値の仲介を行う特定受信者用付加価値仲介手段とを備えている。

40

【 0 0 2 4 】

本発明においては E - メールだけでなく、例えばインターネットによるウェブページの送受信に対しても閾値による選別を行うことが可能である。この場合、図 1 の付加価値添付 E - メール選別装置は、ほとんどそのまま、付加価値添付ウェブページ選別装置として使用することができる。

【 0 0 2 5 】

閾値記憶手段 2 はウェブページの受信者によって付加価値に対応して設定された閾値を記憶し、E - メール到着通知手段に代わるウェブページ到着通知手段は、送信者から送られ

50

たウェブページに添付された付加価値が閾値記憶手段に記憶されている閾値以上である時に、そのウェブページの到着を受信者に読ませるために通知する。

【0026】

この場合、閾値記憶手段は付加価値の複数の種類に対してそれぞれ閾値を記憶し、ウェブページ到着通知手段がウェブページに添付された付加価値が、記憶されている同一種類の付加価値に対する閾値以上の時にウェブページの到着を受信者に通知することもできる。

【0027】

また本発明のウェブページ送受信システムは、例えばウェブページの受信者側でウェブページの受信者によって付加価値に対して設定された閾値を記憶する閾値記憶手段と、閾値記憶手段に記憶されている閾値をウェブページの送信者側に通知する閾値通知手段と、通知された閾値以上の付加価値をウェブページに添付して受信者に送信するウェブページ送信手段とを備える。

10

【0028】

次に本発明の付加価値添付E-メール選別方法においては、E-メールの受信者によってその付加価値に対して設定された閾値を記憶し、送信者側から送られたE-メールに添付された付加価値が記憶されている閾値以上である時に、E-メールの到着を受信者に通知する方法が用いられる。

【0029】

また本発明の付加価値添付E-メール送受信方法においては、1人以上のE-メールの受信者によって付加価値に対して設定され、E-メール送信者側に公開された閾値を記憶し、その記憶内容を参照して公開された閾値以上の付加価値を添付したE-メールを、閾値を公開した受信者に対して送信する方法が用いられる。

20

【0030】

また本発明における記憶媒体として、E-メールの受信者によって付加価値に対して設定された閾値を記憶するステップと、送信者側から送られたE-メールに添付された付加価値が記憶されている閾値以上である時、E-メールの到着を受信者に通知するステップとを計算機に実行させるためのプログラムを格納した計算機読み出し可能記憶媒体が用いられる。

【0031】

また本発明における記憶媒体として、E-メールの受信者によって付加価値に対して設定され、E-メール送信者側に公開されるべき閾値の入力を受け取るステップと、受け取った閾値を記憶するステップとを計算機に実行させるためのプログラムを格納した計算機読み出し可能可搬型記憶媒体が用いられる。

30

【0032】

更に本発明における記憶媒体として、E-メールの受信者によって付加価値に対して設定され、E-メール送信者側に公開されている閾値を参照するステップと、その参照結果に応じて公開された閾値以上の付加価値を添付したE-メールを、閾値を公開した受信者に対して送信するステップとを計算機に実行させるためのプログラムを格納した計算機読み出し可能可搬型記憶媒体が用いられる。

【0033】

40

また本発明におけるプログラムとして、E-メールの受信者によって該付加価値に対して設定された閾値を記憶する手順と、送信者側から送られたE-メールに添付された付加価値が該記憶されている閾値以上である時、該E-メールの到着を受信者に通知する手順とを計算機に実行させるためのプログラムが用いられる。

【0034】

また本発明におけるプログラムとして、E-メールの受信者によって該付加価値に対して設定され、E-メール送信者側に公開されるべき閾値の入力を受け取る手順と、受け取った閾値を記憶する手順とを計算機に実行させるためのプログラムが用いられる。

【0035】

更に本発明におけるプログラムとして、E-メールの受信者によって該付加価値に対して

50

設定され、E - メール送信者側に公開されている閾値を参照する手順と、参照結果に応じて、該公開された閾値以上の付加価値を添付したE - メールを、閾値を公開した受信者に対して送信する手順とを計算機に実行させるためのプログラムが用いられる。

【0036】

以上説明したように本発明によれば、E - メールに付加価値を添付して送受信することにより、E - メールを読んだ代償としての付加価値が受信者に与えられ、その負担は送信者側に求められ、この付加価値によって、受信者側でE - メールを選別することによって、読む必要があるE - メールの質と量を制御することができる。また送信者側も、受信者が設定している閾値以上の付加価値をE - メールに添付することによって、受信者に確実にE - メールを読んでもらえる保証を得ることができる。このような動作は、一般的にE - メール送受信システム内で集中して付加価値添付の制御を行うためのサーバを設置することなく、一般的に送信者と受信者の間で直接的に行うことが可能である。 10

【0037】

【発明の実施の形態】

図2は本発明の第1の実施形態の基本構成ブロック図である。この第1の実施形態は本発明の実施形態の中で最も基本的なものであり、送信者から付加価値が添付されて送られたE - メールのうちで、受信者があらかじめ設定してある閾値よりその付加価値が大きい場合に限って、受信者がそのE - メールを受け取るという最も基本的な動作が実行される。

【0038】

図2において、本発明の第1の実施形態は送信システム10、受信システム11、付加価値発行システム12、付加価値清算システム13、および付加価値受け取りシステム14から構成される。 20

【0039】

送信システム10は送信者によって作成されたE - メールを受信者側の受信システム11に送るものであり、受信システム11は送られたE - メールを受け取り、添付された付加価値と受信者によってあらかじめ指定されている閾値とを比較し、閾値の方が小さい場合にそのE - メールの到着を受信者に通知すると共に、受信者16がそのE - メールを読んだ時点で付加価値引換券を付加価値清算システム13に送るものである。

【0040】

付加価値発行システム12は付加価値引換券を発行するものであり、送信者はそれをE - メールに添付して送信システム10に与える。付加価値清算システム13は、付加価値引換券を受信システム11から受け取ると、その引換券が正しい券であるか否かを検証し、正しい券である場合には受信者側の付加価値受け取りシステム14に対して、付加価値、例えば現金、あるいは図書券などを送るものであり、付加価値受け取りシステム14はその付加価値を受け取って保存するものである。 30

【0041】

図3は図2の受信システム11の詳細構成ブロック図である。同図において受信システム11は、送信システム10から送られるE - メールを受け取るE - メール受付システム17、送信されたE - メールに添付されている付加価値が閾値以上のものを選別するフィルタリングシステム18、閾値以上の付加価値が添付されているE - メールの到着を受信者に通知する通知システム19から構成され、フィルタリングシステム18の内部には、あらかじめ受信者によって設定される閾値を格納する閾値格納メモリ20が備えられている。 40

【0042】

図4は第1の実施形態におけるE - メール送受信処理の全体フローチャートである。同図において処理が開始されると、ステップS1で図2の受信者によって閾値の設定が行われ、ステップS2で送信者によって送信E - メールが作成され、ステップS3で受信システム11によってE - メールの受信と受信者への通知が行われ、ステップS4でそのE - メールに添付されていた付加価値が閾値以上であり、受信者がそのE - メールを読んだか否か、すなわち例えば受信者のパソコンにそのE - メールの内容が取り込まれたか否かが判 50

定され、受信者がE-メールを読んだ場合にはステップS5で付加価値の清算が行われ、読んでいない、すなわち付加価値が閾値に達していない場合にはそのまま処理を終了する。

【0043】

図5は図4のステップS1、すなわち閾値の設定処理の詳細フローチャートである。同図において処理が開始されると、ステップS7で受信者によって閾値の受信システム11への入力が行われ、ステップS8でその閾値がフィルタリングシステム18に送られ、ステップS9で閾値格納メモリ20に格納されて処理を終了する。

【0044】

図6は図4のステップS2、すなわち送信E-メール作成処理の詳細フローチャートである。同図において処理が開始されると、ステップS10で送信者によってE-メールの作成が行われ、ステップS11で付加価値発行システム12から付加価値引換券が取得され、ステップS12でその付加価値引換券が送信者によってE-メールに添付され、ステップS13でそのE-メールが送信システム10に送られ、ステップS14で送信システム10から受信システム11に対して付加価値引換券の添付されたE-メールが送られて処理を終了する。

10

【0045】

図7はステップS3のE-メールの受信と通知処理の詳細フローチャートである。同図において処理が開始されると、まずステップS16で図3のE-メール受付システム17によって付加価値の内容が取り出され、ステップS17でE-メールに添付された付加価値が閾値以上であるか否かが判定され、閾値以上である場合にはステップS18で通知システム19によって受信者に対してE-メールの到着とその付加価値の内容が通知された後に、また閾値以上でない場合にはそのまま処理を終了する。

20

【0046】

図8はステップS5の付加価値の清算処理の詳細フローチャートである。同図において処理が開始されると、ステップS20で受信システム11によって付加価値引換券が付加価値清算システム13に送られ、ステップS21で付加価値清算システム13によって付加価値、例えば現金、あるいは図書券などが送信者から取得され、ステップS22で付加価値清算システム13によってその付加価値が付加価値受け取りシステム14に送られて処理を終了する。

30

【0047】

図9は第1の実施形態の具体例の説明図である。この例では図2の送信者は2つの広告業者、受信者は消費者、送信システム10は2つのE-メールシステム24₁、24₂、受信システム11はE-メールクライアント27、付加価値発行システム12は銀行の内部の手形発行システム25、付加価値清算システム13は手形照合システム28、付加価値受け取りシステム14は銀行口座29にそれぞれ相当する。付加価値引換券としては、即時決済が行われる手形が用いられ、従って付加価値の内容は現金となる。手形の即時決済が行われない場合には、その手形はどこかに蓄えられて、例えば決済の時点で消費者の銀行口座29に振り込まれることになる。またEメールはインターネット26を介して送信されるものとする。

40

【0048】

まず、消費者は、閾値として200円を設定したとする。

次に、広告業者1は、広告文1を作成し、銀行から手形100円分を取得し、広告文1に添付し、消費者にE-メール1を送信する。次に、広告業者2は、広告文2を作成し、銀行から手形500円分を取得し、広告文2に添付し、消費者にE-メール2を送信する。

【0049】

E-メール1を受け取ったE-メールクライアント27は、その中の手形100円を取り出す。しかし、これは閾値未満のため、受信者には通知しない。E-メール2を受け取った、E-メールクライアント27は、その中の手形500円を取り出す。これは、閾値以上のため、消費者にE-メール2が届いていることを通知する。

【0050】

50

E - メールクライアント 27 は、消費者が E - メール 2 に含まれる広告文 2 を読んだ事を確認した後、手形照合システム 28 に手形 500 円を送信する。銀行は、送られた手形が本物であることを確認した上で、500 円を消費者の口座 29 に振り込む。

【 0051 】

このように、消費者は手形 200 円以上が添付されている広告だけを読むことになり、添付されていない E - メールや、200 円未満の手形が添付されている E - メールの到着は、通知されないため、消費者にとって有益な E - メールだけを読むことになる。また、広告業者にとっても、多数の E - メールの中から、確実に広告を読んでもらうことができる。

【 0052 】

図 10 は本発明の第 2 の実施形態における受信システム 11 の詳細構成ブロック図である。以後の実施形態については第 1 の実施形態と異なる点を中心に説明する。第 2 の実施形態の基本構成は第 1 の実施形態に対する図 2 と基本的に同じであり、受信システム 11 の内部のフィルタリングシステム 30 に閾値格納データベース 31 が備えられる点だけが異なっている。

【 0053 】

第 2 の実施形態においては、送信者が E - メールに添付して送る付加価値は、第 1 の実施形態における 1 種類のみとは異なって、複数の種類の付加価値のいずれかを用いることができるものとする。そこで図 10 の閾値格納データベース 31 には、受信者が設定する閾値が付加価値の種別毎に格納されることになる。図 11 はこの閾値格納データベース 31 の格納内容であり、付加価値の種別として手形、百貨店商品券、百貨店割引券、および図書券の 4 種類が用いられ、それぞれに対して閾値が設定されている。

【 0054 】

図 12 は第 2 の実施形態における閾値の設定処理フローチャートである。同図は第 1 の実施形態に対する図 5 に相当するものであり、同図において処理が開始されると、まずステップ S 24 で受信者によって付加価値の種別とそれに対応する閾値がそれぞれ入力され、ステップ S 25 でその付加価値種別と閾値がフィルタリングシステム 30 に送られ、ステップ S 26 でその付加価値種別と閾値が閾値格納データベース 31 に記録され、ステップ S 27 で更に異なる付加価値の種別と対応する閾値の入力が必要か否かが判定され、必要な場合にはステップ S 24 以降の処理が繰り返され、必要がない場合には処理を終了する。

【 0055 】

この第 2 の実施形態においては、付加価値の複数の種別に対してそれぞれ閾値を設定する代わりに、例えば 1 つの付加価値に対して閾値を入力し、他の付加価値種別に対してはその閾値に対する比率を入力することも可能である。図 13 はそのような場合の閾値設定処理のフローチャートである。同図を図 12 と比較すると、図 12 ではステップ S 24 で付加価値種別と対応する閾値が入力されるが、図 13 ではステップ S 28 で受信者によって付加価値種別と対応する閾値、または比率の入力が行われ、ステップ S 29 で入力された比率の値から閾値の計算が行われる点が異なっている。

【 0056 】

図 14 は第 2 の実施形態における E - メールの受信および通知処理の詳細フローチャートである。同図は第 1 の実施形態に対する図 7 に相当する。図 7 と比較すると、ステップ S 16 で付加価値の内容が取り出された後に、ステップ S 30 でフィルタリングシステムによって閾値格納データベース 31 から同じ付加価値の種別を持つエントリが探され、ステップ S 31 でエントリがあるか否かが判定され、あると判定された場合には図 7 におけると同様にステップ S 17, S 18 の処理が行われ、同じ付加価値を持つエントリがない場合には直ちに処理を終了する。

【 0057 】

図 15 は、本発明の第 2 の実施形態の具体例である。この例においても、送信者を広告業者 1、広告業者 2 とし、受信者をある消費者としている。また、付加価値引換え券として図書券と百貨店の割引券を用い、付加価値発行システム 12 としての図書券引換券発行シ

10

20

30

40

50

システム35と割引券引換券発行システム36を書店と百貨店がそれぞれ提供し、付加価値受け取りシステム14として消費者への図書券郵送38を用いる。また、E-メール送信、受信システムにインターネット26のメールシステムを用いている。

【0058】

まず、消費者は、閾値として、手形を200円に、百貨店商品券を500円に、百貨店割引券を2000円に、図書券を500円に設定したとする。このときの、閾値格納DBの内容は既に図11に示した。個別の閾値を設定する代わりに、手形を200円、百貨店商品券を500円、百貨店商品券と百貨店割引券の比率を1:4、百貨店商品券と図書券の比率を1:1、と指定することにより、同じ閾値が設定される。

【0059】

次に、広告業者1は、広告文1を作成し、百貨店から割引券1000円引換券を取得し、広告文1に添付し、消費者にE-メール1を送信する。次に、広告業者2は、広告文2を作成し、書店から図書券500円引換券を取得し、広告文2に添付し、消費者にE-メール2を送信する。

【0060】

E-メール1を受け取ったE-メールクライアント27は、その中の割引券1000円引換券を取り出す。しかし、これは閾値未満のため、消費者には通知しない。E-メール2を受け取った、E-メールクライアント27は、その中の図書券500円引換券を取り出す。これは、閾値以上のため、消費者にE-メール2が届いていることを通知する。

【0061】

E-メールクライアント27は、消費者がE-メール2に含まれる広告文2を読んだ事を確認した後、書店の図書券引換券照合システム37に図書券500円引換券を送信する。書店は、送られた引換券が本物であることを確認した上で、図書券500円分を消費者に郵送する。

【0062】

このように、消費者は複数の付加価値種別に自由に閾値を定めることができる。また、送信者も自由な付加価値を選ぶことができる。

図16は本発明の第3の実施形態の基本構成ブロック図である。同図を第1の実施形態に対する図2と比較すると、送付先公開システム40が追加されている点だけが異なっている。この第3の実施形態では受信者が設定した閾値が一般に公開され、送信者は公開された閾値に対応して、例えば閾値以上の付加価値をE-メールに添付して、そのE-メールを送信することが可能となる。

【0063】

図17は送付先公開システム40の詳細構成ブロック図である。送付先公開システム40は閾値参照システム40a、閾値登録システム40b、および送付先格納データベース40cから構成されている。

【0064】

閾値登録システム40aは、図16の受信システム11から送られてくる閾値を受信者に対応するアドレス(E-メールアドレス)と共に送付先格納データベース43に送り、そのアドレスと閾値は送付先格納データベース40cに格納される。付加価値に複数の種類がある場合には、送付先格納データベース40cには受信者のそれぞれに対応してアドレス、付加価値の種別、および閾値が格納される。閾値参照システム40bは送付先格納データベース43の内容を参照し、その内容を送信者に送る。なお、受信システム11は複数種類の付加価値のうちで一部のみに対して閾値を、他の種類に対しては閾値計算用の比率を閾値登録システム40bに送り、閾値登録システム40bがすべての付加価値に対する閾値を求めて送付先格納データベース40cに格納することも可能である。

【0065】

図18は送付先格納データベース40cの格納内容の例である。ここでは消費者1と消費者2にそれぞれ対応するアドレス、付加価値種別、および閾値が格納されている。

【0066】

10

20

30

40

50

図19は第3の実施形態におけるE-メール送受信処理の全体フローチャートである。第1の実施形態に対する図4と比較すると、ステップS1の閾値の設定処理とステップS2の送信E-メールの作成処理との間で、ステップS33の送付先の公開処理が実行される点だけが異なっている。

【0067】

図20、図21はこの送付先公開処理の詳細フローチャートである。図20は付加価値が1種類のみの場合の処理であり、図21は複数種類の付加価値がある場合の処理である。図20において処理が開始されると、まずステップS35で受信システム11から受信者のアドレスと閾値が送付先公開システム40に送られ、ステップS36でそのアドレスと閾値とが送付先格納データベース40cに格納されて、処理を終了する。

10

【0068】

付加価値が複数種類ある場合の図21においては、処理が開始されると、まずステップS38で受信システム11によってまだ送付先公開システム40に送られていない付加価値種別と対応する閾値が探され、ステップS39でまだ送られていないものがあるか否かが判定され、ない場合には直ちに処理を終了する。まだ送られていないものがある場合には、ステップS40で受信システム11から受信者のアドレスと付加価値種別、および閾値が送付先公開システム40に送られ、ステップS41でそのアドレスと閾値、および付加価値種別が送付先格納データベース40cに格納され、ステップS38以降の処理が繰り返される。

【0069】

20

図22は本発明の第3の実施形態の具体例である。この例では、送信者を広告業者とし、受信者をある消費者1及び消費者2としている。また、付加価値として現金を用い、付加価値引換え券として手形を用いる。付加価値発行システム12と付加価値清算システム13を銀行が手形発行システム25、手形照合システム28として提供し、付加価値受け取りシステム14として消費者の銀行口座29₂を用いる。また、E-メール送信、受信システムにインターネット26のメールシステムを用い、送付先公開システム40として送付先公開ウェブサーバ42を用いている。

【0070】

まず、消費者1は、付加価値種別として手形、閾値として1000円を設定したとし、消費者2は、付加価値種別として手形、閾値として500円を設定したとする。このときの、送付先格納DBの内容は図18に示した。なお、付加価値が1種類のみの場合には付加価値種別のカラムが存在しない。.

30

次に、広告業者は、銀行から手形700円分を取得したとする。広告文を作成し、手形700円を、添付する。広告業者は、送付先公開ウェブサーバ42を参照し、手形700円分で送ることができる受信者を探す。ここでは、消費者2である。そこで、広告業者は、消費者2にE-メールを送信する。E-メールを受け取ったE-メールクライアント27₂は、その中の手形700円を取り出す。これは、閾値以上のため、受信者にE-メールが届いていることを通知する。

【0071】

40

E-メールクライアント27₂は、受信者がE-メールに含まれる広告文を読んだ事を確認した後、手形照合システム28に手形700円を送信する。銀行は、送られた手形が本物であることを確認した上で、700円を消費者2の口座29₂に振り込む。

【0072】

このように、消費者1は手形1000円以上、消費者2は手形500円以上が添付されている広告だけを読むことになり、添付されていないE-メールや、閾値未満の手形が添付されているE-メールの到着は、通知されないため、消費者にとって有益なE-メールだけを読むことになるため、安全にアドレスを公開することができる。また、広告業者にとっても、公開されたアドレスから送付先を選ぶことができ、また多数のE-メールの中から確実に広告を読んでもらうことができる。

【0073】

50

図23は本発明の第4の実施形態の基本構成ブロック図である。同図を第3の実施形態に対応する図16と比較すると、送付先公開システム40に加えて、更に自動付加価値添付システム43が追加されている点が基本的に異なっている。第3の実施形態では、図22の具体例によって説明したように、例えば閾値として手形500円が公開されていても、700円の手形が添付されたEメールを受信者に送ってしまう可能性がある。そこで第4の実施形態では、送信者がEメールの送り先を閾値が公開された受信者の中から選択して、受信者を指定した時点で、その閾値に適合した適切な付加価値を添付して、Eメールを受信者に送信するものである。

【0074】

図24、図25は第4の実施形態におけるEメール作成処理の詳細フローチャートである。図24は付加価値が1種類のみの場合、図25は複数種類の場合の処理フローチャートである。

10

【0075】

図24を第1の実施形態に対する図6と比較すると、最初のステップS10および最後のステップS14の処理は図6におけると同様である。

図24ではステップS10の処理の後、送信者によって作成されたEメールが受信者を指定して自動付加価値添付システム43に渡され、ステップS44で自動付加価値添付システム43によって送付先公開システム40から受信者に対応するエントリが検索され、ステップS45で検索されたエントリ中の閾値と同じ値を持つ付加価値引換券が付加価値発行システム12から取得され、ステップS46でその付加価値引換券がEメールに添付され、ステップS47でそのEメールが送信システム10に送られた後に、ステップS14でそのEメールが受信システム11に送られて処理を終了する。

20

【0076】

付加価値の種類が複数種類の場合の図25における処理では、図24のステップS45の代わりにステップS48で、自動付加価値添付システム43によって検索されたエントリ中の付加価値種別、および閾値と同じ付加価値引換券が付加価値発行システム12から取得される点だけが異なっている。

30

【0077】

図26は、本発明の第4の実施形態の具体例である。この例では、送信者を広告業者とし、受信者をある消費者としている。また、付加価値として現金を用い、付加価値引換券として手形を用いる。付加価値発行システム12と付加価値清算システム13を図22と同様に銀行が提供し、付加価値受け取りシステム14として消費者の銀行口座29を用いる。また、Eメール送信、受信システムにインターネット26のメールシステムを用い、送付先公開システム40として送付先公開ウェブサーバ42を用いている。

【0078】

まず、消費者は、付加価値種別として手形、閾値として500円を設定したとする。

次に、広告業者は、消費者に送る広告文を作成し、自動付加価値添付システムとしてのEメールシステム24に渡す。Eメールシステム24は、送付先公開ウェブサーバ42を参照し、消費者の付加価値種別が手形で、閾値が500円であることを得る。次に、銀行から手形500円分を取得し、広告文を添付する。Eメールシステム24は、消費者にEメールを送信する。

40

【0079】

このように、自動付加価値添付システムを使うことで、送信者は無駄なく、Eメールを目的の消費者に送ることができる。

図27は本発明の第5の実施形態の原理構成ブロック図である。同図を第4の実施形態に対する図23と比較すると、基本的に自動付加価値添付システム43に代わって、自動付加価値分配システム45が備えられている点が異なっている。そして複数の受信システム11₁～11₅が備えられている。また付加価値清算システム、および付加価値受け取りシステムは省略されているが、当然図23におけると同様に必要なシステムである。

50

【0080】

第5の実施形態では、付加価値発行システム12によって発行される付加価値の総量が決められており、できるだけ多数の受信者に対してその総量を分配してE-メールを送信する動作が実行される。すなわち自動付加価値分配システム45は、送付先公開システム40によって公開されている複数の受信者に対応する付加価値種別と閾値とを参照して、付加価値発行システム12によって発行された付加価値の総量を分配して、できるだけ多くの受信者にE-メールを読んでもらうように付加価値引換券をE-メールに添付して、そのE-メールを送信システム10を介して受信システム11₁～11₅側に送る。

【0081】

図28は、図17で説明したように、送付先公開システム40の内部に備えられる送付先格納データベース40cの格納データの例である。同図においては、複数の消費者1～5のアドレスと付加価値の種別、および閾値が格納されており、一部の消費者に対しては複数の付加価値種別に対する閾値が格納されている。

10

【0082】

図29は第5の実施形態におけるE-メール作成処理の詳細フローチャートである。同図は付加価値が1種類のみの場合のフローチャートである。同図において、第4の実施形態に対する図25と同様に、最初のステップS10、および最後のステップS56の処理は第1の実施形態におけると同様である。

【0083】

ステップS10の処理の後に、ステップS50で送信者によって作成されたE-メールは付加価値の総量と共に自動付加価値分配システム45に渡され、ステップS51で自動付加価値分配システム45によって送付先公開システム40から閾値が格納されているエントリが検索され、ステップS52で検索されたエントリの閾値の組み合わせの中で最適となるような組み合わせ、例えば最も多数の受信者に閾値以上の付加価値が分配できるような組み合わせが選ばれ、ステップS53で選ばれた全てのエントリの中の閾値と同じ付加価値引換券が付加価値発行システム12から取得され、ステップS54でそのエントリの数の分だけE-メールが複製され、取得された全ての付加価値引換券がそれぞれのE-メールに添付され、ステップS55で全てのE-メールが送信システム10に送られ、ステップS14で送信システム10から選ばれた受信者の受信システムにE-メールが送られて処理が終了する。

20

【0084】

図30は付加価値種別が複数の場合の第5の実施形態におけるE-メール作成処理の詳細フローチャートである。同図を付加価値種別が1種類のみの場合の図29と比較すると、ステップS50に対応するステップS57で付加価値種別も自動付加価値分配システム45に渡され、またステップS51に対応するステップS58で同じ付加価値種別を持つエントリが全て検索される点と、ステップS53に対応するステップS59で、選ばれた全てのエントリ中の付加価値種別、および閾値と同じ付加価値引換券が付加価値発行システム12から取得される点が異なっている。

30

【0085】

図31は、本発明の第5の実施形態の具体例である。この例では、送信者を広告業者とし、受信者をある消費者1、消費者2、消費者3、消費者4、消費者5としている。また、付加価値として図書券を用いる。送付先公開システム40として送付先公開ウェブサーバ42を用いている。

40

【0086】

消費者1は、手形の閾値を500円として設定したとする。消費者2は、手形の閾値を1000円とし、図書券の閾値を1000円としたとする。消費者3は、図書券の閾値を1000円としたとする。消費者4は、図書券の閾値を5000円としたとする。消費者5は、割引券の閾値を5000円とし、図書券の閾値を3000円としたとする。このときの、送付先格納データベース(DB)は図28に示した。

【0087】

50

次に、広告業者は、広告文を作成したあと、付加価値に図書券を用い、その総量を5000円と指定し、自動付加価値分配サービス47を呼び出す。自動付加価値分配サービス47は、送付先公開ウェブサーバ42を参照し、図書券5000円分で送信できる最適な受信者の組み合わせを、計算する。実施例では、このアルゴリズムとして、もっとも小さい閾値を持っているものから割り振るという、Greedyアルゴリズムを用いている。ここでは、消費者2、消費者3、消費者5に送ることが最適である。そこで、自動付加価値分配サービス47は、書店から消費者2への広告文に1000円の図書券、消費者3への広告文に1000円の図書券、消費者5への広告文に3000円の図書券を添付して、それぞれ送信する。

【0088】

このように、自動付加価値分配サービス47を用いることで、限られた付加価値を使って最も効率のよい、広告の送信を行うことができる。なお、この自動付加価値分配サービスを広告業者と別に設けることは、分配サービスが独立のビジネスとなることであり、受信者によって公開された閾値を広告業者に対して秘密にすることも可能となり、また広告業者にとっては図書券引換券の添付などの手間が省ける。

10

【0089】

図32は本発明の第6の実施形態の基本構成ブロック図である。同図を第3の実施形態に対する図16と比較すると、送信者と送信システム10との間に広告選択システム50が備えられている点だけが異なっている。第6の実施形態においては、受信者によって公開された付加価値の種別から受信者が求めていると考えられる広告を選択して、その広告に付加価値引換券を添付したE-メールを受信者側に送る動作が行われる。

20

【0090】

図33は第6の実施形態におけるE-メール作成処理の詳細フローチャートである。同図を例えば第1の実施形態に対する図6と比較すると、図6のステップS11～ステップS14の処理の前に、ステップS60、ステップS61の処理が実行される点が異なっている。ステップS60で送信者は、送付先公開システム40の内部の送付先格納データベース40cの格納内容を参照し、受信者に対応して適切な広告を選び、ステップS61で選択された広告を載せたE-メールを作成して、その後ステップS11以降の処理が実行される。

20

【0091】

送付先格納データベース43には、図28で説明したように各消費者に対応して付加価値の種別が格納されている。各消費者がどのような広告を望んでいるかを推定することは一般的に必ずしも容易ではなく、そのための色々な方法が検討されているが、本発明では1つの実施例として、消費者が付加価値種別として例えば図書券を指定している場合には書店の広告を、また例えば百貨店割引券を指定している場合には百貨店広告を望んでいるものとして、広告文の選択が行われるものとする。

30

【0092】

図34は、本発明の第6の実施形態の具体例である。この例では、送信者を広告業者とし、受信者をある消費者としている。また、付加価値として図書券を用いる。また、E-メール送信、受信システムにインターネット26のメールシステムを用い、送付先公開システム40として送付先公開ウェブサーバ42を用いている。

40

【0093】

まず、消費者は、付加価値種別として図書券、閾値として500円を設定したとする。次に、広告業者は、この付加価値種別が図書券であることから、消費者に送るE-メールを書店の広告文として作成し、指定された付加価値種別で、書店から図書券引換券500円分を取得し、広告文に添付する。このE-メールを消費者に送信する。

【0094】

このように、公開された付加価値種別から、送信する広告文を選択することで、適切な広告文を無駄なく、E-メールとして目的の消費者に送ることができる。

【0095】

図35は本発明の第7の実施形態の基本構成ブロック図である。同図を例えば第4の実施

50

形態に対する図23と比較すると、自動付加価値添付システム43の内部に、第6の実施形態におけると同様の広告選択システム50が備えられている点が基本的に異なっている。なお図35では付加価値清算システムと付加価値受け取りシステムが省略され、受信者および受信システムはそれぞれ複数となっている。

【0096】

この第7の実施形態では、第4の実施形態におけると同様に受信者によって指定されている閾値と同一の付加価値を持つ付加価値引換券が自動的に添付される動作に加えて、第6の実施形態におけると同様に付加価値の種別に対応して広告文が選択され、選択された広告文に対して付加価値引換券が添付されてE-メールとして受信者側に送られる。

【0097】

図36は第7の実施形態におけるE-メール作成処理の詳細フローチャートである。同図を第4の実施形態に対する図25と比較すると、図25のステップS10、ステップS43の代わりに、まずステップS63で送信者によって複数の広告文が作成され、ステップS64で作成された広告文が自動付加価値添付システム43に渡され、この時複数の受信者の指定が行われる。

【0098】

ステップS44の処理の後に、図36ではステップS65で広告選択システム50によって送付先公開システム40の中の送付先格納データベースの内容が参照され、複数の受信者毎に付加価値の種別に対応して適切な広告文が選ばれ、ステップS66で選択された広告を載せたE-メールが作成され、その後ステップS48以降の処理が図25におけると同様に実行される。

【0099】

図37は、本発明の第7の実施形態における具体例である。この例では、送信者を広告業者とし、受信者を消費者1、消費者2とし、また、E-メール送信、受信システムにインターネット26のメールシステムを用い、送付先公開システムとして送付先公開ウェブサーバ42を用いている。

【0100】

まず、消費者1は、付加価値種別として百貨店商品券、閾値として500円を設定したとする。消費者2は、付加価値種別として図書券、閾値として500円を設定したとする。

【0101】

次に、広告業者は、消費者に送る百貨店の広告文と、書店の広告文と、映画の広告文を作成し、図示しない自動付加価値添付システム（この例では広告業者の側に備えられる。）に渡す。次に、自動付加価値添付システムは、送付先公開ウェブサーバ42を参照する。自動付加価値添付システムは、消費者1の付加価値種別が百貨店商品券であることから、百貨店の広告を選択し、百貨店から商品券500円分を取得し、百貨店広告文に添付する。自動付加価値添付システムは、E-メールシステム24を介して、消費者1にE-メール1を送信する。同様に、自動付加価値添付システムは、消費者2の付加価値種別が図書券であることから、書店の広告を選択し、書店から図書券500円分を取得し、書店広告文に添付する。自動付加価値添付システムは、E-メールシステム24を介して、消費者2にE-メール2を送信する。

【0102】

このように、自動付加価値添付システムを使うことで、最適な広告を、無駄なく、E-メールとして目的の消費者に送ることができる。

図38は本発明の第8の実施形態の基本構成ブロック図である。同図を第5の実施形態に対する図27と比較すると、自動付加価値分配システム45の内部に広告選択システム50が備えられている点が基本的に異なっている。第8の実施形態においては、第5の実施形態におけると同様に付加価値の総量が定められ、例えば最も多数の受信者に対してその付加価値が分配されるようにE-メールの送信が行われると共に、各受信者によって指定された付加価値種別に対応してその付加価値種別に適する広告文が広告選択システム50によって選択されて、その広告文に付加価値引換券が添付された内容がE-メールとして

10

20

30

40

50

受信者側に送られる。

【0103】

図39は第8の実施形態におけるE-メール作成処理の詳細フローチャートである。同図を第5の実施形態に対応する図30と比較すると、最初のステップS10に代わって、ステップS63で送信者によって複数の広告文が作成され、ステップS57によってステップS67で作成された広告文が付加価値種別、総量と共に付加価値分配システム45に渡され、ステップS58、ステップS52の処理が行われる。そしてステップS59の処理の前に、ステップS68で自動付加価値分配システム45によって選ばれた全てのエントリの中の付加価値種別に対応して広告選択システム50により適切な広告が選択された後に、ステップS59以降の処理が実行される。

10

【0104】

図40は、本発明の第8の実施形態の具体例である。この例では、送信者を広告業者とし、受信者をある消費者1、消費者2、消費者3、消費者4、消費者5としている。また、付加価値として図書券を用いる。送付先公開システム40として送付先公開ウェブサーバ42を用いている。

【0105】

消費者1は、手形の閾値を500円として設定したとする。消費者2は、手形の閾値を1000円とし、図書券の閾値を1000円としたとする。消費者3は、図書券の閾値を1000円としたとする。消費者4は、図書券の閾値を5000円としたとする。消費者5は、百貨店割引券の閾値を5000円とし、図書券の閾値を3000円としたとする。

20

【0106】

次に、広告業者は、書店広告と百貨店広告の広告文を作成したあと、付加価値に図書券を用い、その総量を5000円と指定し、自動付加価値分配サービス47を呼び出す。

【0107】

ここで、最適な受信者は、第5の実施形態に対する図31と同じ消費者2,3,5の組み合わせである。しかし、消費者5に送信する広告文は、消費者5が百貨店割引券を公開していることから、書店広告だけではなく、百貨店広告も送ることが最適であることがわかる。

【0108】

このように、自動付加価値分配サービス47を用いることで、限られた付加価値を使って最も効率のよい、広告の送信を行うことができる。

30

図41は第9の実施形態の基本構成ブロック図である。この第9、および次の第10の実施形態においては、第8の実施形態までと異なって、付加価値は受信者側で発行され、その付加価値の引換券が送信者側に送られ、E-メールに添付されて送信される動作が実行される。

【0109】

すなわち第8の実施形態までの説明では、E-メールの送信者は例えば広告業者であり、受信者と基本的に何らの関係のない業者であるとの前提の下で実施形態の説明が行われた。それに対して第9、第10の実施形態は、受信者と送信者は例えば相互に友人や知人のような、ある程度お互いを知っている場合などを対象とした実施形態である。第8の実施形態までにおいては、例えば会社の上司からのE-メールであっても、閾値以上の付加価値が添付されていない場合には受信者はそのE-メールを読まないことになってしまう。そこで受信者は、自分の側で発行された付加価値引換券、すなわち特定受信者用付加価値引換券を送信者、すなわち会社の上司に送り、会社の上司はその特定受信者用付加価値引換券をE-メールに添付して送信することによって、受信者はそのE-メールを破棄することなく、確実に選別して、そのE-メールを読むことが可能となる。

40

【0110】

図41において付加価値発行システム55は、例えば第1の実施形態に対する図2と異なって、受信者側に設けられる。そして受信者は付加価値発行システム55に対して特定受信者用付加価値引換券の発行を依頼し、その引換券は送信者に送られる。送信者はその特

50

定受信者用付加価値引換券をE-メールに添付して、送信システム10を介して受信者側に送信し、そのE-メールは受信システム11を介して受信者に与えられると共に、付加価値清算システム56によってその付加価値の清算が行われる。但し一般的には、付加価値清算システム56はE-メールに添付された付加価値引換券が受信者側で発行された特定受信者用付加価値引換券に一致するか否かを確認するだけでよく、特にその付加価値に対する金額などの清算は行われない。

【0111】

図42は第9の実施形態におけるE-メール送受信の全体処理フローチャートである。同図を第1の実施形態に対する図4と比較すると、ステップS1における閾値の設定処理とステップS2における送信E-メールの作成処理との間に、ステップS70において特定受信者用付加価値が生成され、送信者に送られる処理が追加される点が異なっている。

10

【0112】

図43は第9の実施形態における送信E-メールの作成処理、すなわち図42のステップS2の処理の詳細フローチャートである。同図を第1の実施形態に対する図6と比較すると、ステップS10とステップS13との間に、図6のステップS11、ステップS12の処理に代わって、ステップS71で送信者によって受信者側から送られてきた特定受信者用付加価値引換券がE-メールに添付される処理が行われる点が異なっている。

【0113】

図44は第9の実施形態における、例えば図41の受信システム11内のフィルタリングシステム内に備えられる閾値格納データベースの格納内容の例である。同図を第2の実施形態に対する図11と比較すると、付加価値の種別として手形から図書券までの4種類に加えて、受信者としての消費者1に対する特定受信者用付加価値引換券に相当する消費者1送信許可証に対する閾値として“1”が格納されている。この閾値は、E-メールに添付されて送られるべき付加価値がこの消費者1送信許可証1枚以上であることを示し、この送信許可証が例えば2枚添付されていてもそれは閾値以上であり、そのE-メールの到着は受信システム11から受信者に対して通知される。

20

【0114】

図45は本発明の第9の実施形態の具体例である。この例では、E-メールの受信者である消費者1は、あらかじめ消費者1用の付加価値として、「消費者1送信許可証」を用意し、これを閾値として例えばインターネットサービスプロバイダ58内のE-メールシステム24₃に登録しておく。このときの、閾値格納DBの内容は図44に示した。この例では、消費者1送信許可証だけではなく、他の付加価値種別も登録されている。

30

【0115】

消費者1が友人とE-メールを送受信したい場合、消費者1は付加価値発行システム55から消費者1送信許可証の発行を受け、友人に送る。友人が連絡をE-メールにて送る際には、消費者1送信許可証をE-メールに添付し、消費者1に送る。なお、E-メールに添付された許可証は、特に清算の必要はないため、そのまま捨てられる。

【0116】

一方、何も添付されていない、広告業者のE-メールは、例えばインターネットサービスプロバイダ58内のE-メールシステム24₃で破棄される。また、友人からのメールを受け取りたくない場合は、消費者1送信許可証を送付しないか、もしくは閾値の登録を削除し、別の付加価値種別「消費者1送信許可書-1」を登録すればよい。

40

【0117】

このように、特定受信者用付加価値種別を用いることで、E-メールの選別を行うことができる。

図46は第10の実施形態の基本構成ブロック図である。第10の実施形態においては、第9の実施形態におけると同様に受信者側で特定受信者用付加価値引換券が発行されるが、この引換券は直接送信者側に送られるのではなく、特定受信者用付加価値売買仲介システム61によって買い取られ、その特定受信者用付加価値引換券を必要とする送信者に対して販売される。

50

【0118】

従って送信者は、第9の実施形態で説明したように必ずしも受信者を直接に知っている必要はなく、例えば広告業者であって特定受信者用付加価値引換券を買い取ることによって、その引換券を発行した受信者側に対して例えば広告文を含むE-メールを送り、その広告文を受信者に読んでもらうことが可能となる。また受信者は、特定受信者用付加価値引換券の発行枚数を調整することによって、送信者、例えば広告業者側から送られてくるE-メールの数を制御することもできる。

【0119】

図47は第10の実施形態におけるE-メール送受信処理の全体フローチャートである。同図を例えれば第9の実施形態に対する図42と比較すると、図42におけるステップS70の処理の代わりに、ステップS74で特定受信者用付加価値引換券の売買が行われ、送信者側が買い取った特定受信者用付加価値引換券をE-メールに添付することを可能とする処理が行われる点が異なっている。

10

【0120】

図48は、図46の特定受信者用付加価値売買仲介システム61の内部に備えられる送信許可証データベースの格納内容の例である。同図において送信許可証データベースには、消費者1～消費者4に対応して、それぞれの消費者に対する付加価値としての送信許可証に対応する各消費者のアドレス、送信許可証の販売価格、および数量が格納されており、送信者側でこのデータベースの内容を参照することによって、必要な送信許可証を買い取ることが可能となる。

20

【0121】

図49は本発明の第10の実施形態の具体例である。この例では、E-メールの受信者である消費者1は、あらかじめ消費者1用の付加価値として、「消費者1送信許可証」を用意し、これを閾値として登録しておく。

【0122】

消費者1は、消費者1送信許可証の発行を受け、送信許可証販売システム63に登録する。このとき、送信許可証販売システム63は、送信許可証DBに、付加価値種別とその数量を記録する。この例は、図48に示した。ある、広告業者が消費者1に広告を送信したい場合、広告業者は、送信許可証販売システム63から消費者1送信許可証を買い取り、E-メールに添付し、消費者1に送る。なお、E-メールに添付された許可証は、特に清算の必要はないため、そのまま捨てられる。一方、何も添付されていない、他の広告業者のE-メールは、E-メールシステム24₃で破棄される。広告業者は、広告を10回送りたい時は、許可証を10枚買えばよい。また、消費者1が、E-メールを10通しか受け取りたくなければ、許可証を10枚売ればよい。このように、特定受信者用付加価値種別を用いることで、E-メールの選別を行うことができ、またE-メールの量を制御することができる。

30

【0123】

以上説明した第1～第10の実施形態では、従来の技術の問題点の1つである仲介業者を置く必要性がない実施形態を説明した。例えば第1の実施形態において、図3の受信システム11内の主要構成部を受信者側の受信システムの内部にではなく、例えばインターネットサービスプロバイダのような仲介業者側に備えることも可能ではあるが、基本的にはこの第1の実施形態ではそのような仲介業者を介することなく、送信者側の送信システム10と受信者側の受信システム11との間で、直接に本発明の方式でE-メール送受信が行われることになる。

40

【0124】

また例えば第9の実施形態の具体例である図45においても、インターネットサービスプロバイダを介することなく、消費者側に受信用のE-メールシステムを設け、そのシステムによって送信許可証が閾値以上であるE-メールを選別して、消費者に選別されたE-メールだけを読ませることも当然可能である。

【0125】

50

しかしながら、例えば第3の実施形態においては、例えば図16で説明したように、受信者によって付加価値に対して設定された閾値が送付先公開システム40を介して送信者に直接公開されてしまう。また送信者側でも、E-メールとして例えば広告文を送る際に、その広告に対してそれぞれ個別に付加価値を添付する必要があり、大きな手間を要することになる。そこで次に述べる第11の実施形態では、例えば送信者と受信者側の受信システムの間に広告仲介業者を挟むことによって、閾値が送信者に直接公開されてしまうという問題点と、送信者が付加価値を添付しなければならないという問題点とを解決することにする。この第11以降の実施形態については、その概要を以下に説明する。

【0126】

本発明の第11の実施形態の基本構成ブロック図を図50に示す。第11の実施形態では、第1の実施形態の図2に対して主な要素として送付先登録システム70が追加される。図51に、送付先登録システム70の詳細図を示す。

【0127】

図51の送付先登録システム70は、受信システム11から送られてくる、受信者のアドレスと閾値を受け取り、送付先格納DB76に格納する。閾値参照システム74は、送付先(受信者のアドレス)を送付先格納DB76から取り出し、送信者に送る。閾値登録システム75は、受信システム11から送られてくる、受信者のアドレスと閾値と付加価値種別を受け取り、送付先格納DB76に格納する。

【0128】

第11の実施形態における動作手順は、第1の実施形態に対して、図52に示すように、送付先の登録処理と広告文作成処理が追加される。以下にその動作を説明する。

1.閾値の設定

閾値の設定は、第3の実施形態におけると同じである。

2.送付先の登録

受信システム11は、設定された閾値と受信者のアドレスを、送付先登録システム70に送る。付加価値が複数種類の場合には、閾値の送信の際に、閾値と受信者アドレスに加えて、付加価値種別が送信される。送付先登録システム70は、これを送付先格納DBに保存する。これらの処理を図53、図54に示す。

3.広告の作成

図55に示すように、送信者は、広告文を作成し、広告文送信システム72を介して、広告文を広告仲介業者に渡す。

4.送信E-メールの作成

広告仲介業者は、送付先登録システム70を参照し、適切な付加価値引換券を取得し、これを広告文に添付したE-メールを作成し、受信システムに送る。これらの処理を図56(付加価値1種類)、図57(付加価値複数種)に示す。

5.E-メールの受信と通知

E-メールの受信と通知は、第3の実施形態におけると同じである。

6.付加価値の清算

付加価値の清算方法は、第3の実施形態におけると同じである。

【0129】

図58は、第11の実施形態の具体例である。この例では、送信者を広告業者とし、受信者をある消費者1及び消費者2としている。また、付加価値として現金を用い、付加価値引換券として手形を用いる。手形発行システム25と手形照合システム28を銀行が提供し、付加価値受け取りシステムとして消費者2の銀行口座29₂を用いる。また、広告の送受信にもE-メールを使うとする。

【0130】

まず、消費者1は、付加価値種別として手形、閾値として1000円を設定したとし、消費者2は、付加価値種別として手形、閾値として500円を設定したとする。

【0131】

次に、広告業者は、広告文を作成し、E-メールシステム77を介して広告仲介業者に渡す。

10

20

30

40

50

す。広告仲介業者は、送られてきたE - メールの中から広告文を取り出す。次に、送付先登録サーバ78を参照し、より少ない付加価値で送ることができる消費者2を選択する。次に、手形500円を取得し、広告文に手形500円を添付したE - メールを作成し、消費者2にE - メールを送信する。E - メールを受け取ったE - メールクライアント272は、その中の手形500円を取り出す。これは、閾値以上のため、受信者にE - メールが届いていることを通知する。

【0132】

E - メールクライアント272は、受信者がE - メールに含まれる広告文を読んだ事を確認した後、手形照合システム28に手形500円を送信する。銀行は、送られた手形が本物であることを確認した上で、500円を消費者2の口座292に振り込む。

10

【0133】

このように、消費者1は手形1000円以上、消費者2は手形500円以上が添付されている広告だけを読むことになり、添付されていないE - メールや、閾値未満の手形が添付されているE - メールの到着は、通知されないため、消費者にとって有益なE - メールだけを読むことになる。また、アドレスの情報や、閾値の情報が公開されることもない。

【0134】

次に本発明の第12の実施形態について説明する。前述のように、第1～第10の実施形態では基本的に送信者と受信者の間でのE - メールの直接送受信が想定されているために、閾値以上の付加価値が添付されていないE - メールも受信者側に届けられ、受信者側の受信システムの負担が大きくなってしまうという問題点がある。このため第12の実施形態では、送信者側の送信システムと受信側の受信システムとの間に受信仲介システムを挟むことによって、受信仲介システムが閾値以上の付加価値が添付されていないE - メールを排除し、受信システムの負担を減らすことを可能にする。この第12の実施形態についても、その概要を以下に説明する。

20

【0135】

第12の実施形態では、第1の実施形態の図2に対して、受信仲介システム81が追加される。図59に第12の実施形態の基本構成ブロック図を示す。また、付加価値が1種類のみの場合における受信仲介システム81の詳細を図60に、複数種類の場合における受信仲介システム81の詳細を図61に示す。図61の受信仲介システム81では、図60の受信仲介システム81内の閾値格納メモリ85に代わって閾値格納DB88が備えられる。この閾値格納DB88は、付加価値種別とその閾値を複数同時に格納するものである。

30

【0136】

第12の実施形態における動作手順は、全体的な処理フローチャートとしては第1の実施形態の図4と同じであるが、部分的に以下のように変更される。

1.閾値の設定

受信者は、付加価値が1種類のみの場合においては閾値を、複数種類の場合においては閾値と付加価値種別を、閾値計算のための変換比率を入力できる場合においては付加価値種別と変換比率を入力する。次に、受信システム11は入力された値を、受信仲介システム81に渡す。受信仲介システム81は、入力された値を閾値格納メモリ83もしくは閾値格納DB88に格納する。これらの処理を図62～図64に示す。

40

2.送信E - メールの作成

送信E - メールの作成は、第1の実施形態におけると同じである。

3.E - メールの受信と通知

E - メールを受け取った受信仲介システム81は、E - メールの中から付加価値引換券を取り出す。次に、第1の実施形態におけると同様にして、受信仲介システム81はこのE - メールの到着を受信者に通知すべきかどうかを判断する。添付された付加価値が閾値以上であり、通知するべきE - メールであるなら、受信システム11にE - メールの到着を通知する。通知を受けた受信システム11は、受信者にE - メールが届いたことを通知する。これらの処理を図65(付加価値1種類)、図66(複数種類)に示す。

50

4. 付加価値の清算

付加価値の清算は、図67に示すフローチャートに従って受信仲介システム81が行う。

【0137】

図68は、第12の実施形態の具体例である。この例においても、送信者を広告業者1、広告業者2とし、受信者をある消費者としている。また、付加価値引換券として図書券と百貨店の割引券を用い、付加価値発行システム12と付加価値清算システム13を書店と百貨店がそれぞれ提供し、付加価値受け取りシステム14として消費者への郵送システムを用いる。また、E-メール送信、受信システムにインターネット26のメールシステムを用いている。受信者は、インターネットプロバイダ90が提供するE-メール選別システム91を経由して、E-メールを受け取る。

10

【0138】

まず、消費者は、閾値として、手形を200円に、百貨店商品券を500円に、百貨店割引券を2000円に、図書券を500円に設定したとする。

次に、広告業者1は、広告文1を作成し、百貨店から割引券1000円引換券を取得し、広告文1に添付し、消費者にE-メール1を送信する。次に、広告業者2は、広告文2を作成し、書店から図書券500円引換券を取得し、広告文2に添付し、消費者にE-メール2を送信する。

【0139】

送られてきたE-メール1は、一旦E-メール選別システム91が受け取る。E-メール1を受け取ったE-メール選別システム91は、その中の割引券1000円引換券を取り出す。しかし、これは閾値未満のため、E-メールクライアント27には通知せず、そのE-メール1を捨てる。E-メール2を受け取った、E-メール選別システム91は、その中の図書券500円引換券を取り出す。これは、閾値以上のため、E-メールクライアント27にE-メール2が届いていることを通知する。さらに、E-メールクライアント27は、受信者にE-メール2が届いていることを通知する。

20

【0140】

E-メールクライアント27は、受信者がE-メール2に含まれる広告文2を読んだ事を確認した後、E-メール選別システム91にE-メール2を読んだことを通知する。次に、E-メール選別システム91は書店の図書券引換券照合システム37に図書券500円引換券を送信する。書店は、送られた引換券が本物であることを確認した上で、図書券500円分を消費者に郵送する。

30

【0141】

一般的に、E-メールクライアントとインターネットプロバイダの間の通信速度は、遅い。第1の実施形態では全てのE-メールが一旦受信者に送られてしまうため、E-メールすべての閲覧に非常に時間がかかるてしまう。しかし、第12の実施形態ではインターネットプロバイダ側でE-メールが選択されるため、受信者によるすべてのE-メールの閲覧時間を大幅に短縮させることができる。

【0142】

本発明の最後の実施形態として、次に第13の実施形態について説明する。以上に述べた第1～第12の実施形態では全てE-メールが具体的な対象とされ、このE-メールは送信者側から受信者側に対して一方的に送信されるものであった。第13の実施形態ではこのように一方的に送信されるメールを対象とするのではなく、例えばワールドワイドウェブ(WWW)システムのように、受信者が閲覧したいページのアドレスをWWWサーバに送信し、サーバ側がそのアドレスに対応するウェブページを受信者側に送信するシステムを対象とするものである。

40

【0143】

この第13の実施形態では、受信者側が閲覧したいページのアドレスを送信し、送信者側がそのページに対して付加価値を添付して受信者側に送るが、その付加価値が受信者側で設定した閾値以上である場合に受信者はそのページを閲覧することになる。この時以下に述べるように、第1の場合として、受信者側は閾値を自分の側で設定するだけで、閲覧し

50

たいページのアドレスだけをWWWサーバに送信する場合と、第2の場合として、受信者は閲覧したいページのアドレスと共に閾値もWWWサーバに送信し、送信者側がその閾値以上の付加価値を添付してウェブページを送信する場合との2つがあるものとして、第13の実施形態についても、以下にはその概要だけを説明する。

【0144】

図69に、第13の実施形態の基本構成が示されており、閲覧システム101、送信システム100、付加価値発行システム12、付加価値清算システム13、付加価値受け取りシステム14から構成される。

【0145】

閲覧システム101は、ユーザ(受信者)が選択したウェブページのアドレスを送信システム100に送信し、送信システム101から送られたウェブページを受け取ると、添付された付加価値を閾値と比較しウェブページを選別する。次に、受信者がウェブページを読むと付加価値引換券を付加価値清算システム13に送る。

【0146】

図70～図73は、閲覧システム101の詳細構成図である。図70の閲覧システム101は、付加価値が1種類で、前述の第1の場合(ページアドレスのみをウェブサーバに送る)であり、ユーザからの入力を受け取り、かつウェブページを表示する入出力システム103と、送信システム100に対してリクエストを発行するリクエスト発行システム104と、送られてきたウェブページを受け取るウェブページ受け付けシステム105と、ウェブページの選別を行うフィルタリングシステム106から構成される。

【0147】

閾値が複数種で第1の場合の閲覧システム101は、図71のように閾値格納DB108を有することで複数の付加価値を設定することができる。

また、第2の場合における閲覧システムで101では、図72、図73に示すようにユーザが設定した付加価値情報をリクエストに付加する、閾値添付システム110が追加される。付加価値情報として、図72では閾値が、図73では付加価値種別と閾値が送信システム100に送られる。

【0148】

送信システム100は、ユーザから要求されたアドレスに対応するウェブページを、閲覧システム101に送信するシステムである。図74は第1の場合における送信システム100の詳細図であり、図75は送信システム中の付加価値格納DB119の格納内容の例であり、図76は第2の場合における送信システムの詳細図である。

【0149】

図74において送信システム100は、送信者が作成したウェブページを受け取り、それを登録するウェブページ登録システム118と、登録されたウェブページを保存するウェブページDB117と、登録の際にそのウェブページに添付すべき付加価値を格納する付加価値格納DB119と、ユーザからのリクエストを受け取るリクエスト受付システム115と、受け取ったリクエストに応じたウェブページを検索するウェブページ発行システム116と、ウェブページに付加価値を添付する付加価値添付システム120と、ウェブページを送信するウェブページ送信システム121から構成される。図76の送信システム100は、付加価値格納DB119の代わりに、付加価値決定システム122を有する。

【0150】

以上のシステムは、図77の全体フローチャートに従って動作する。その動作を以下に説明する。

1.閾値の設定

受信者は、閾値を入力し、閾値を閲覧システムのフィルタリングシステム106に送る。閾値設定処理のフローチャートは図78、図79であり、第1、第2の実施形態に対する図5、図12と同じである。

2.送信ウェブページの作成

10

20

30

40

50

送信者はウェブページを作成する。第1の場合に対する図80では、生成したウェブページに付加する付加価値を予め決める。次に、生成したウェブページを、送信システム100に登録する。この時、図80では、付加価値情報も保存される。図81は第2の場合に対するウェブページ作成処理のフローチャートである。

3.リクエストの送信

受信者は、閲覧したいウェブページを選択し、閲覧システム101の入出力システム103に伝える。入出力システム103は、指定されたアドレスを、リクエスト発行システム104経由で、送信システム100に送る。図82は第1の場合に対する処理フローチャートである。第2の場合に対する図83、図84では、この時閾値添付システム110がアドレスとともに、付加価値情報も送る。

4.ウェブページの送信

送信システム100は、指定されたアドレスに対応するウェブページを検索する。第1の場合に対する図85では、予め送信者によって指定された付加価値情報に従い、付加価値引換券を取得し、ウェブページに添付する。第2の場合に対する図86では、リクエストに添付された閾値情報（付加価値情報）を元に、付加価値引き換え券を添付する。付加価値引換券を添付されたウェブページは、ウェブページ送信システム121により、閲覧システム101に送られる。

5.ウェブページの受信

ウェブページを受け取った閲覧システム101は、図87、図88に示すようにウェブページの中から付加価値引換券を取り出す。次に、1で設定された閾値と比較し、閾値以上であつたら、ウェブページを表示する。

6.付加価値の清算

受信者がこのウェブページを読んだら、閲覧システム101はウェブページに添付された付加価値引換券を付加価値清算システム13に送る。付加価値清算システム13は、付加価値を送信者から徴収し、付加価値受け取りシステム14に送る。この処理フローチャートは、図89であり、ステップS20内の受信システムが閲覧システム（内のフィルタリングシステム）に変わるだけで、実質的には第1の実施形態に対する図8と同じである。

【0151】

図90は、第13の実施形態の具体例である。この例では、送信者を広告業者1、広告業者2とし、受信者をある消費者としている。また、付加価値として現金を用い、付加価値引換券として手形を用い、手形発行システム25と手形照合システム28を銀行が提供し、付加価値受け取りシステムとして消費者の銀行口座29を用いる。また、ウェブページの送信にウェブサーバ130₁、130₂を用い、閲覧システム101としてウェブブラウザ131を用いている。ウェブによる広告は、受信者の閲覧するページの中に埋め込まれ、ページアドレスによって間接的に指定されて受信者に対して表示される場合が多い。

【0152】

まず、消費者は、閾値として200円を設定したとする。

次に、広告業者1は、広告文1を作成し、ウェブサーバ130₁に登録する。前述の第1の場合にはこの広告に（付加価値が複数種類のときには、付加価値種別として現金を決めた後で）付加価値100円を添付することを決め、ウェブサーバ130₁に登録する必要がある。広告業者2は、広告文2を作成し、ウェブサーバ130₂に登録する。第1の場合には、この広告に（付加価値が複数種類のときには、付加価値種別として現金を決めた後で）付加価値500円を添付することを決め、ウェブサーバ130₂に登録する必要がある。

【0153】

次に、消費者は、広告業者1と広告業者2のウェブページを閲覧するために、そのアドレスをウェブサーバ130₁とウェブサーバ130₂に送る。この時、第2の場合には、さらに付加価値情報（閾値情報）が送られる。付加価値が1種類のときには閾値として500円が、複数種類のときには付加価値種別として現金と閾値として500円が送られる。

【0154】

10

20

30

40

50

次に、ウェブページがウェブブラウザ 131 に送られる。ウェブサーバ 130₁ からは広告文 1 に手形100 円が添付されたウェブページ 1 が、ウェブサーバ 130₂ からは広告文 2 に手形500 円が添付されたウェブページ 2 が送信される。第2 の場合には、送られてきた閾値情報を元に、適切な付加価値を添付することができる。ここでは、閾値が200 円なので、200 円の手形を添付すれば十分なことが分かる。

【0155】

ウェブページ 1 およびウェブページ 2 を受け取ったウェブブラウザ 131 は、その中の付加価値を取り出す。ウェブページ 1 に添付された手形は、100 円分であり、閾値以下のため、ウェブブラウザ 131 は表示しない。ウェブページ 2 に添付された手形は500 円であるため、ウェブブラウザ 131 は広告文 2 を表示する。ウェブブラウザ 131 は、受信者が広告文 2 を読んだ事を確認した後、手形照合システム 28 に手形500 円を送信する。銀行は、送られた手形が本物であることを確認した上で、500 円を消費者の口座 29 に振り込む。

【0156】

このように、消費者は手形200 円以上が添付されている広告だけを読むことになり、添付されていないE - メールや、200 円未満の手形が添付されているウェブページの到着は、通知されないため、消費者にとって有益なウェブページだけを読むことになる。また、広告業者にとっても、多数のウェブページの中から、確実に広告を読んでもらうことができる。

【0157】

以上の第11 ~ 第13 の実施形態に関連して、本発明を実現すためのプログラムの計算機へのローディングについて説明する。本発明の以上のような実施形態を実現するためには受信者側の受信システム、送信者側の送信システム、例えばインターネットサービスプロバイダ内のE - メールシステム、ウェブサーバなどの動作がコンピュータによって実行されることになる。図91 はそのようなコンピュータへのプログラムのローディングの説明図である。

【0158】

図91において、コンピュータ 151 は本体 154 と、メモリ 155 によって構成されている。メモリ 155 はランダムアクセスメモリ (RAM) 、ハードディスク、磁気ディスクなどのメモリであり、このようなメモリに本発明を実現するためのプログラムが格納され、そのプログラムが本体 154 によって実行されることによって本発明の内容が実現される。

【0159】

以上に述べた多くのフローチャートに対応するプログラムや、本発明の特許請求の範囲の請求項 26 ~ 28 のプログラムなどは、基本的にはメモリ 155 に格納されてそのプログラムが実行されることになるが、そのようなプログラムは可搬型記憶媒体 152 に格納され、そのプログラムがコンピュータ 151 にロードされることによって、またはプログラム提供者側からネットワーク 153 を介して送られ、コンピュータ 151 によって実行されることも可能である。

【0160】

可搬型記憶媒体 152 としては、市販され、流通可能な記憶媒体であって、例えばフロッピィディスク、CD - ROM、光ディスク、光磁気ディスク、MOなど様々な記憶媒体を用いることができ、そのような記憶媒体に本発明を実現するためのプログラムが格納され、その可搬型記憶媒体 152 がコンピュータ 151 にロードされて本発明の内容を実現することも可能である。

【0161】

以上の説明ではE - メールとウェブページを対象として、付加価値の添付と閾値の選別について説明したが、本発明の対象はこれだけに限定されるものではなく、例えばiモード携帯電話によるメッセージ送受信など、ネットワークを介して送受信されるメッセージや画像データなどに対して本発明は適用可能である。

10

20

30

40

50

【0162】

【発明の効果】

以上詳細に説明したように本発明によれば、E - メールの受信者は閾値以上の付加価値が添付されたE - メールだけを選別することができ、読むべきメールの選別を確実に行うことができる。また送信者側も、例えばE - メールに付けて送る広告の効果を向上させることができ、更にその広告の宣伝効果が最適になるように広告の送り先を選別することもできる。このような動作は基本的には送信者と受信者の間で直接的に行うことができ、集中してそのための制御を行うサーバなしに受信者は受け取るE - メールの質と量をコントロールすることができ、送信者は例えば企業としての宣伝効果の効率を上げることができる。

10

【0163】

また本発明の閾値以上の付加価値が添付された受信文だけを読むという考え方は、E - メールだけでなく、例えばWWWシステムにおいて、サーバ側から送られるウェブページに対しても適用することができる。受信者は例えば閲覧したいページのアドレスと共にそのページに添付されるべき付加価値に対する閾値をWWWサーバに送信し、WWWサーバはその閾値以上の付加価値を添付したウェブページを受信者側に送信することによって、受信者がそのページに埋め込まれた広告文を読むという保証が送信者、例えば広告業者側に得られることになる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の原理構成ブロック図である。

20

【図2】本発明の第1の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図3】受信システムの詳細構成を示すブロック図である。

【図4】E - メール送受信処理の全体フローチャートである。

【図5】図4の閾値設定処理の詳細フローチャートである。

【図6】送信E - メール作成処理の詳細フローチャートである。

【図7】E - メールの受信と通知処理の詳細フローチャートである。

【図8】付加価値清算処理の詳細フローチャートである。

【図9】第1の実施形態の具体例の説明図である。

【図10】本発明の第2の実施形態における受信システムの詳細構成ブロック図である。

【図11】閾値格納データベースの格納内容の例である。

30

【図12】第2の実施形態における閾値設定処理のフローチャートである。

【図13】閾値に対する比率が入力される場合の閾値設定処理のフローチャートである。

【図14】第2の実施形態におけるE - メールの受信および通知処理の詳細フローチャートである。

【図15】第2の実施形態の具体例の説明図である。

【図16】本発明の第3の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図17】送付先公開システムの詳細構成ブロック図である。

【図18】送付先格納データベースの格納内容の例である。

【図19】第3の実施形態におけるE - メール送受信処理の全体フローチャートである。

【図20】送付先公開処理の詳細フローチャート(その1)である。

40

【図21】送付先公開処理の詳細フローチャート(その2)である。

【図22】第3の実施形態の具体例を説明する図である。

【図23】本発明の第4の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図24】第4の実施形態におけるE - メール作成処理の詳細フローチャート(その1)である。

【図25】第4の実施形態におけるE - メール作成処理の詳細フローチャート(その2)である。

【図26】第4の実施形態の具体例を説明する図である。

【図27】本発明の第5の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図28】第5の実施形態における送付先格納データベースの格納内容の例である。

50

【図 2 9】第 5 の実施形態における E - メール作成処理の詳細フローチャート（その 1）である。

【図 3 0】第 5 の実施形態における E - メール作成処理の詳細フローチャート（その 2）である。

【図 3 1】第 5 の実施形態の具体例を説明する図である。

【図 3 2】本発明の第 6 の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図 3 3】第 6 の実施形態における E - メール作成処理の詳細フローチャートである。

【図 3 4】第 6 の実施形態の具体例を説明する図である。

【図 3 5】本発明の第 7 の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図 3 6】第 7 の実施形態における E - メール作成処理の詳細フローチャートである。

10

【図 3 7】第 7 の実施形態の具体例を説明する図である。

【図 3 8】本発明の第 8 の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図 3 9】第 8 の実施形態における E - メール作成処理の詳細フローチャートである。

【図 4 0】第 8 の実施形態の具体例を説明する図である。

【図 4 1】本発明の第 9 の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図 4 2】第 9 の実施形態における E - メール送受信処理の全体フローチャートである。

【図 4 3】第 9 の実施形態における送信 E - メール作成処理の詳細フローチャートである。

。

【図 4 4】第 9 の実施形態における閾値格納データベースの格納内容の例である。

【図 4 5】第 9 の実施形態の具体例を説明する図である。

20

【図 4 6】本発明の第 1 0 の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図 4 7】第 1 0 の実施形態における E - メール送受信処理の全体フローチャートである。

。

【図 4 8】送信許可証データベースの格納内容の例である。

【図 4 9】第 1 0 の実施形態の具体例を説明する図である。

【図 5 0】本発明の第 1 1 の実施形態の基本構成ブロック図である。

【図 5 1】第 1 1 の実施形態における送付先登録システムの詳細構成ブロック図である。

【図 5 2】第 1 1 の実施形態における E - メール送受信処理の全体フローチャートである。

。

【図 5 3】第 1 1 の実施形態における送付先登録処理の詳細フローチャート（その 1）である。

30

【図 5 4】第 1 1 の実施形態における送付先登録処理の詳細フローチャート（その 2）である。

【図 5 5】第 1 1 の実施形態における広告文作成処理のフローチャートである。

【図 5 6】第 1 1 の実施形態における E - メール作成処理の詳細フローチャート（その 1）である。

【図 5 7】第 1 1 の実施形態における E - メール作成処理の詳細フローチャート（その 2）である。

【図 5 8】第 1 1 の実施形態の具体例を説明する図である。

【図 5 9】本発明の第 1 2 の実施形態の基本構成を示すブロック図である。

40

【図 6 0】第 1 2 の実施形態における受信仲介システムの詳細構成ブロック図（その 1）である。

【図 6 1】第 1 2 の実施形態における受信仲介システムの詳細構成ブロック図（その 2）である。

【図 6 2】第 1 2 の実施形態における閾値設定処理のフローチャート（その 1）である。

【図 6 3】第 1 2 の実施形態における閾値設定処理のフローチャート（その 2）である。

【図 6 4】第 1 2 の実施形態における閾値設定処理のフローチャート（その 3）である。

【図 6 5】第 1 2 の実施形態における E - メールの受信と通知処理の詳細フローチャート（その 1）である。

【図 6 6】第 1 2 の実施形態における E - メールの受信と通知処理の詳細フローチャート

50

(その2)である。

【図67】第12の実施形態における付加価値清算処理の詳細フローチャートである。

【図68】第12の実施形態の具体例を説明する図である。

【図69】本発明の第13の実施形態の基本構成を示すブロック図である。

【図70】第13の実施形態における閲覧システムの詳細構成を示すブロック図(その1)である。

【図71】第13の実施形態における閲覧システムの詳細構成を示すブロック図(その2)である。

【図72】第13の実施形態における閲覧システムの詳細構成を示すブロック図(その3)である。

10

【図73】第13の実施形態における閲覧システムの詳細構成を示すブロック図(その4)である。

【図74】第13の実施形態における送信システムの詳細構成ブロック図(その1)である。

【図75】付加価値格納データベースの格納内容の例を示す図である。

【図76】第13の実施形態における送信システムの詳細構成ブロック図(その2)である。

【図77】第13の実施形態におけるウェブページ送受信処理の全体フローチャートである。

20

【図78】第13の実施形態における閾値設定処理の詳細フローチャート(その1)である。

【図79】第13の実施形態における閾値設定処理の詳細フローチャート(その2)である。

【図80】第13の実施形態における送信ウェブページ作成処理の詳細フローチャート(その1)である。

【図81】第13の実施形態における送信ウェブページ作成処理の詳細フローチャート(その2)である。

【図82】第13の実施形態におけるリクエスト送信処理の詳細フローチャート(その1)である。

30

【図83】第13の実施形態におけるリクエスト送信処理の詳細フローチャート(その2)である。

【図84】第13の実施形態におけるリクエスト送信処理の詳細フローチャート(その3)である。

【図85】第13の実施形態におけるウェブページ送信処理の詳細フローチャート(その1)である。

【図86】第13の実施形態におけるウェブページ送信処理の詳細フローチャート(その2)である。

【図87】第13の実施形態におけるウェブページ受信処理の詳細フローチャート(その1)である。

【図88】第13の実施形態におけるウェブページ受信処理の詳細フローチャート(その2)である。

40

【図89】第13の実施形態における付加価値清算処理の詳細フローチャートである。

【図90】第13の実施形態の具体例を説明する図である。

【図91】本発明を実現するためのプログラムのコンピュータへのローディングを説明する図である。

【符号の説明】

1 付加価値添付E-メール選別装置

2 閾値記憶手段

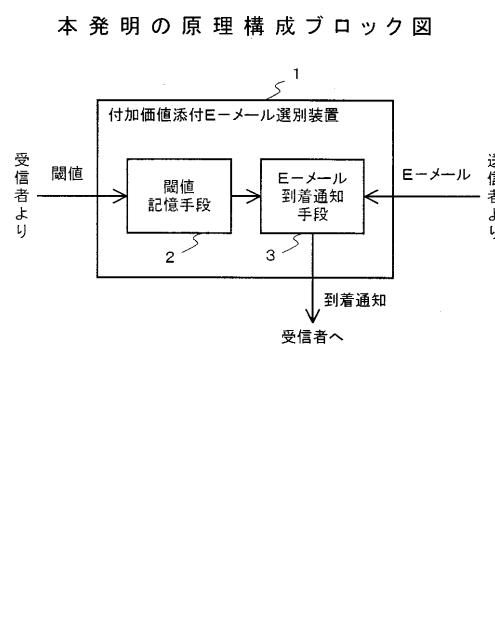
3 E-メール到着通知手段

10 送信システム

50

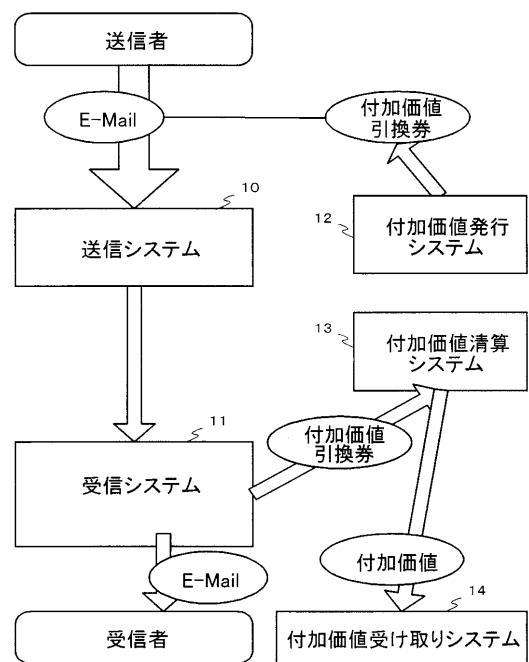
1 1	受信システム	
1 2	付加価値発行システム	
1 3	付加価値清算システム	
1 4	付加価値受け取りシステム	
1 7	E - メール受付けシステム	
1 8 , 3 0	フィルタリングシステム	
1 9	通知システム	
2 0	闘値格納メモリ	
2 4	E - メールシステム	10
2 5	手形発行システム	
2 6	インターネット	
2 7	E - メールクライアント	
2 8	手形照合システム	
2 9	銀行口座	
3 1	闘値格納データベース	
4 0	送付先公開システム	
4 2	送付先公開ウェブサーバ	
4 3	自動付加価値添付システム	
4 5	自動付加価値分配システム	
5 0	広告選択システム	20
5 9	許可証照合システム	
6 1	特定受信者用付加価値売買仲介システム	
7 0	送付先登録システム	
7 2	広告文送信システム	
7 8	送付先登録サーバ	
8 1	受信仲介システム	
9 1	E - メール選別システム	
1 0 1	閲覧システム	

【図1】

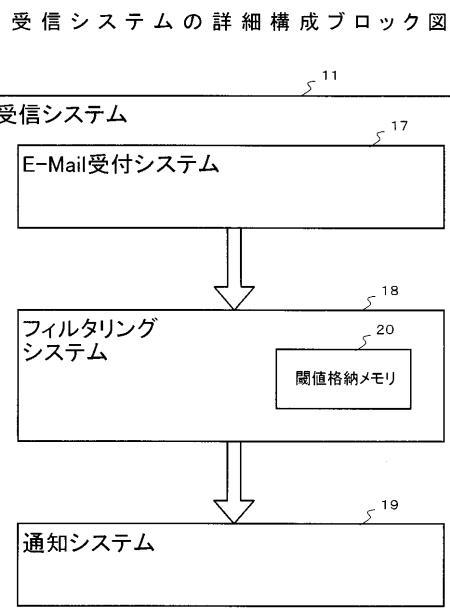


【図2】

本発明の第1の実施形態の基本構成ブロック図

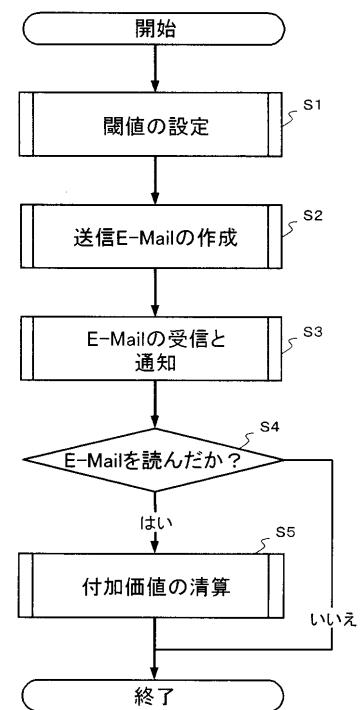


【図3】

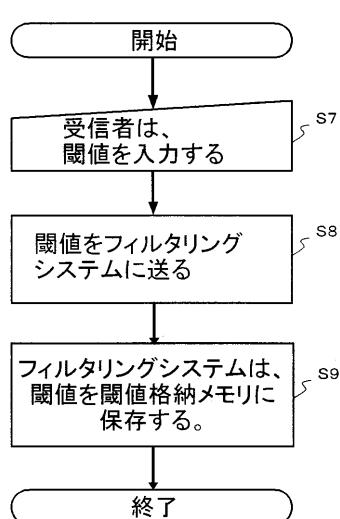


【図4】

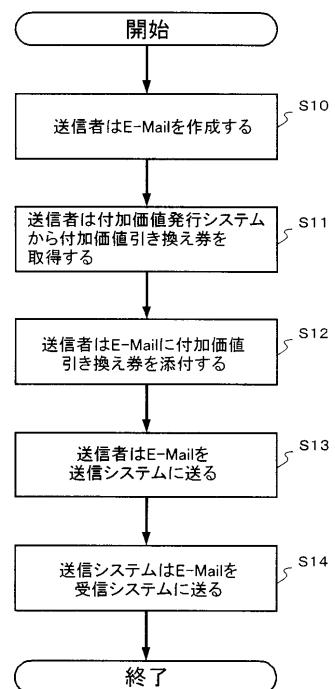
Eメール送受信処理の全体フローチャート



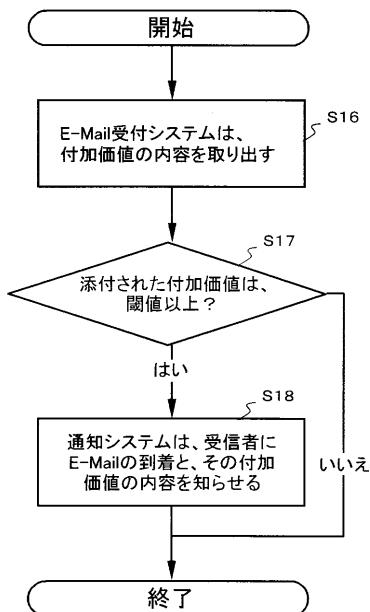
【図5】

図4の閾値設定処理の
詳細フローチャート

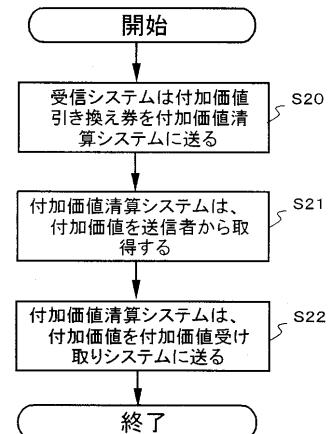
【図6】

送信Eメール作成処理の
詳細フローチャート

【図7】

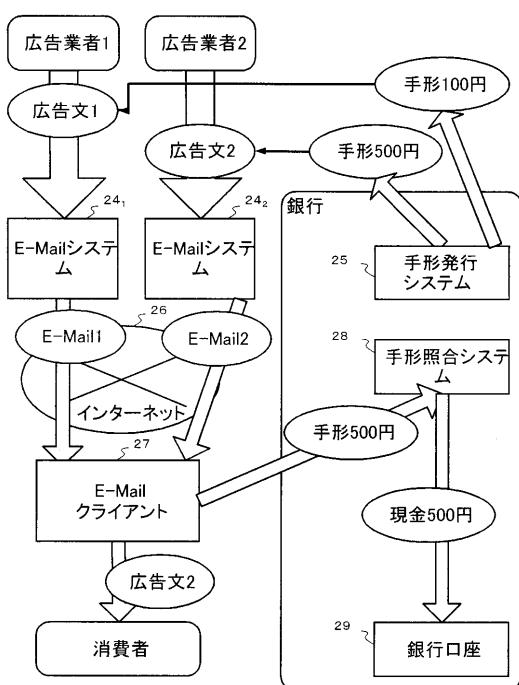
Eメールの受信と
通知処理の詳細フローチャート

【図8】

付加価値清算処理の
詳細フローチャート

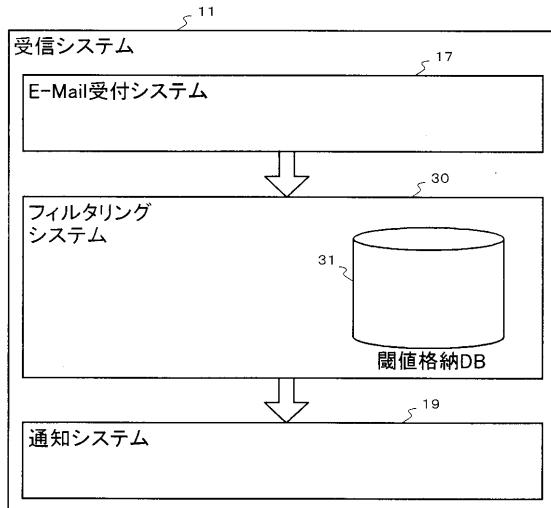
【図9】

第1の実施形態の具体例の説明図



【図10】

本発明の第2の実施形態における受信システムの詳細構成ブロック図



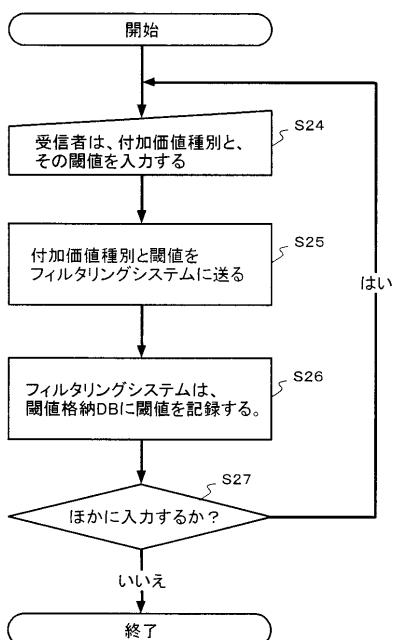
【図11】

閾値格納データベースの格納内容の例

付加価値種別	閾値
手形	200円
百貨店商品券	500円
百貨店割引券	2000円
図書券	500円

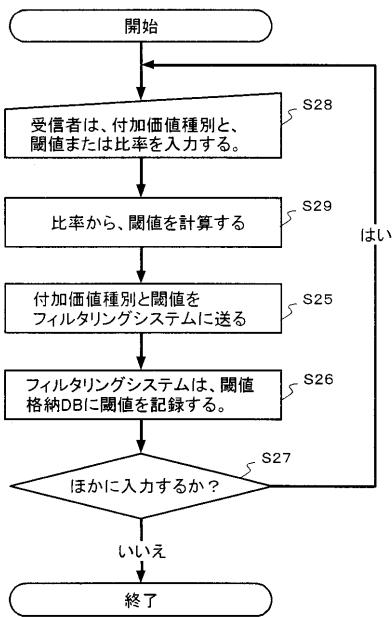
【図12】

第2の実施形態における閾値設定処理のフローチャート



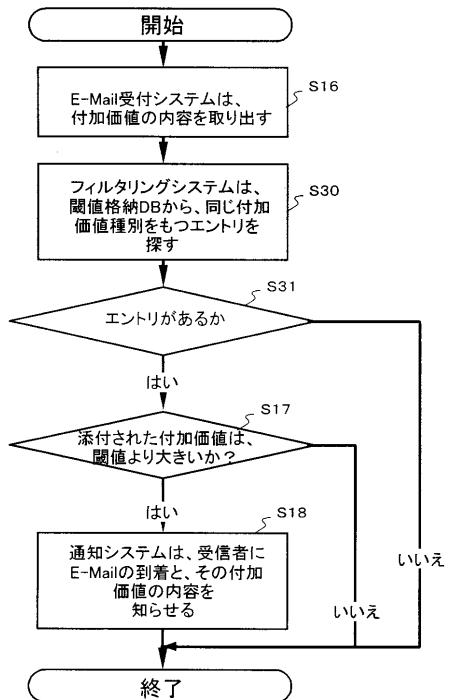
【図13】

閾値に対する比率が入力される場合の
閾値設定処理のフローチャート



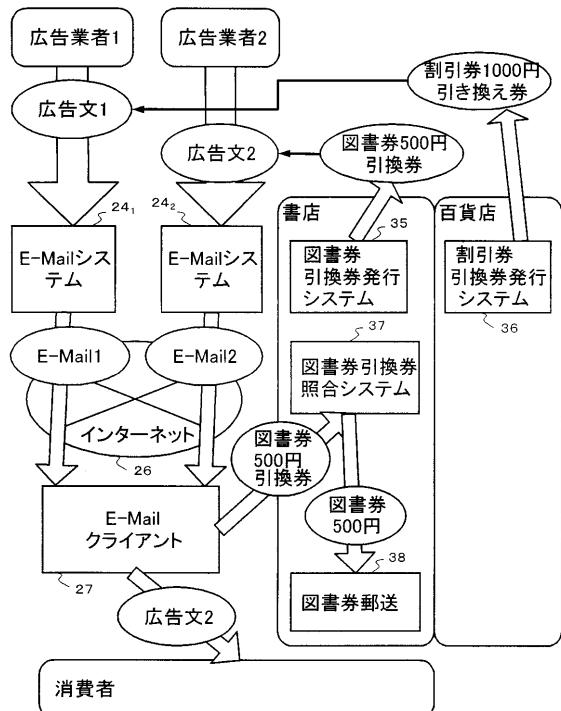
【図14】

第2の実施形態におけるEメールの
受信および通知処理の詳細フローチャート



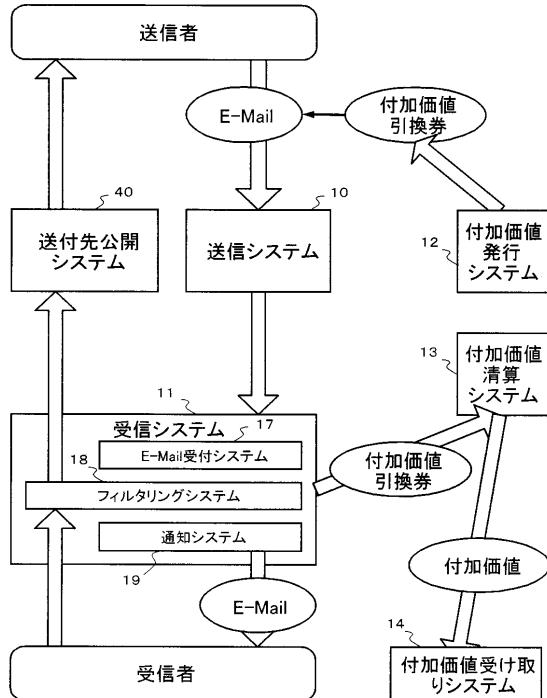
【図15】

第2の実施形態の具体例の説明図



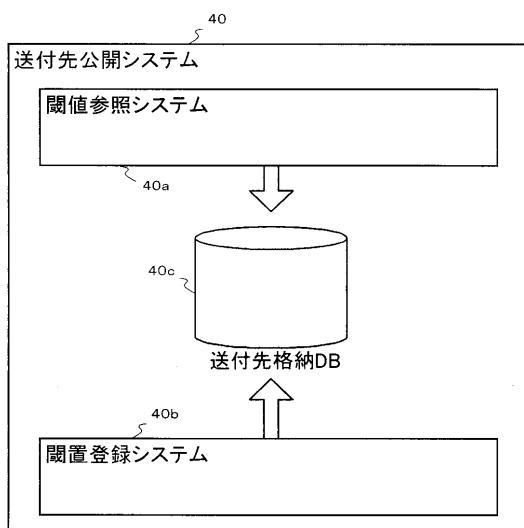
【図16】

本発明の第3の実施形態の基本構成ブロック図



【図17】

送付先公開システムの詳細構成ブロック図

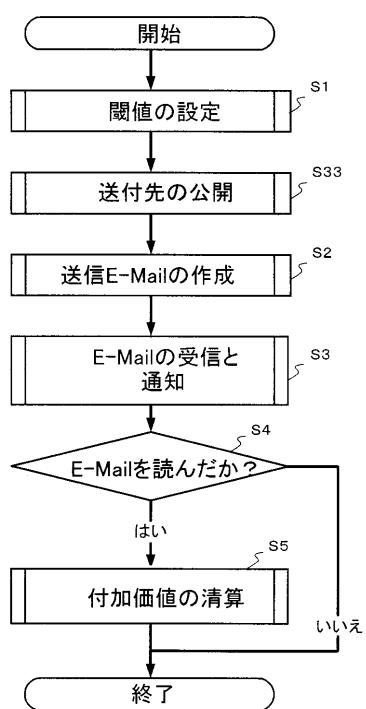


【図18】

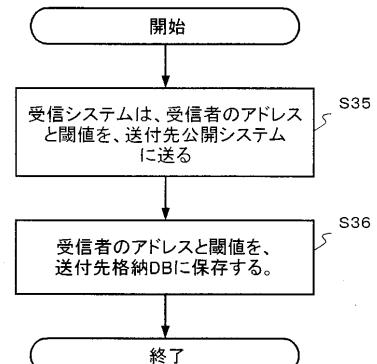
送付先格納データベースの格納内容の例

アドレス	付加価値種別	閾値
消費者1	手形	500円
消費者2	手形	1000円

【図19】

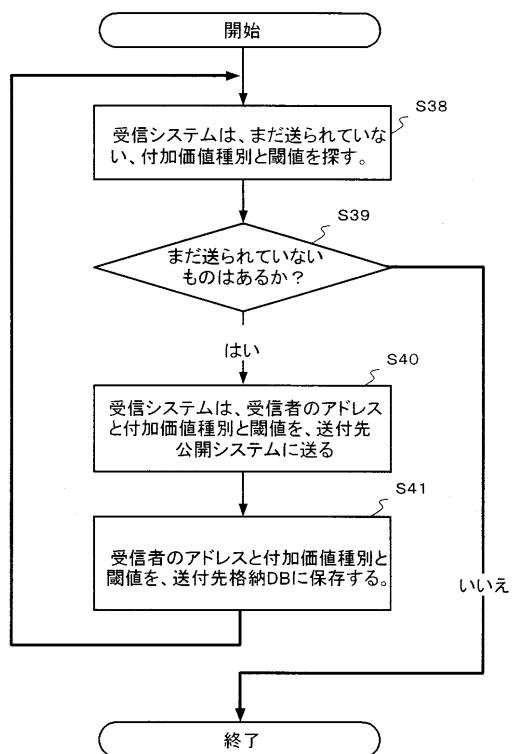
第3の実施形態における
Eメール送受信処理の全体フローチャート

【図20】

送付先公開処理の
詳細フローチャート(その1)

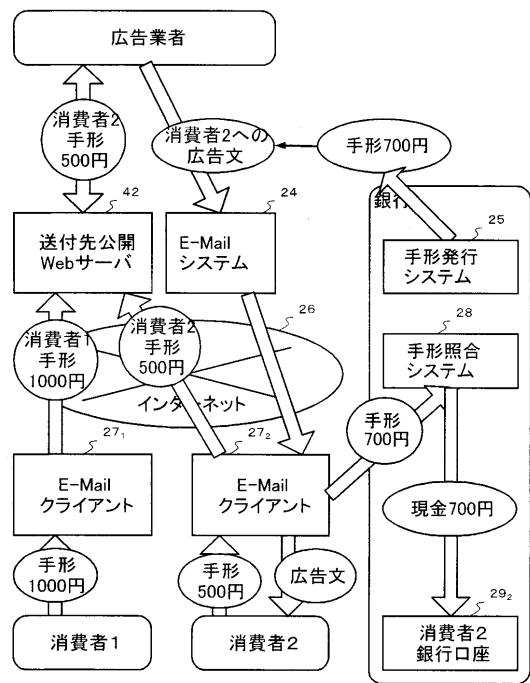
【図21】

送付先公開処理の詳細フローチャート(その2)



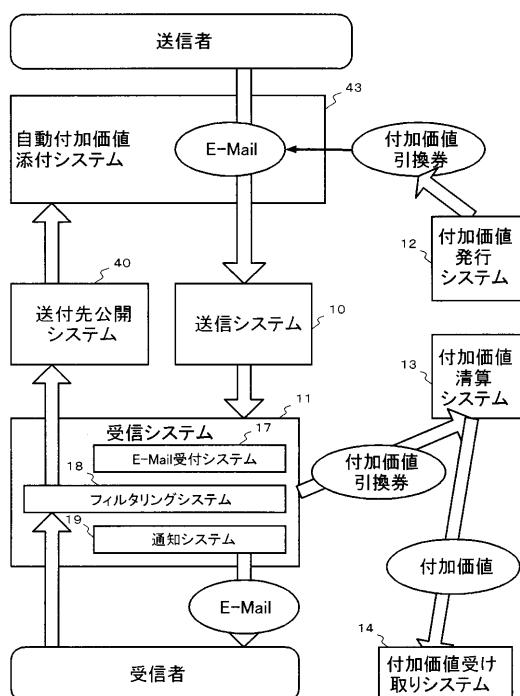
【図22】

第3の実施形態の具体例を説明する図



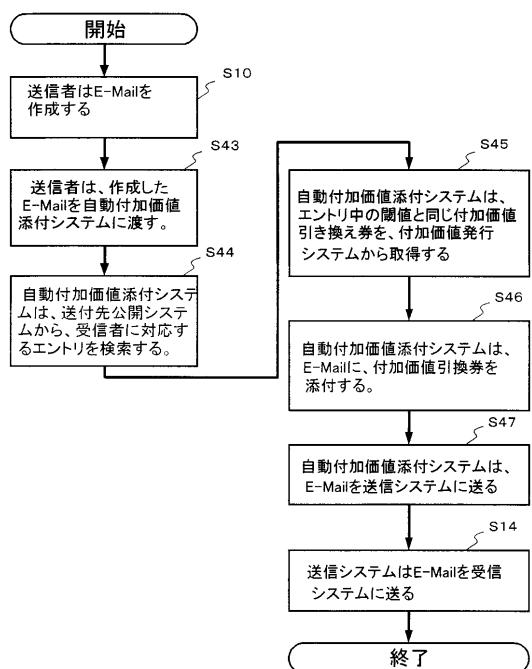
【図23】

本発明の第4の実施形態の基本構成ブロック図



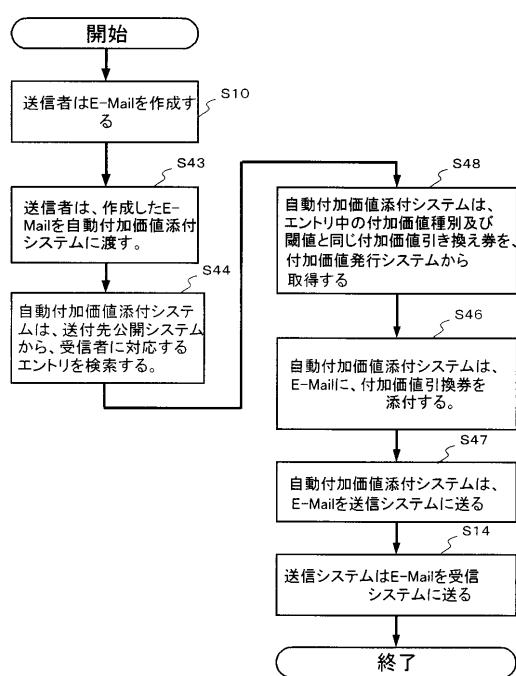
【図24】

第4の実施形態におけるEメール作成処理の詳細フローチャート(その1)



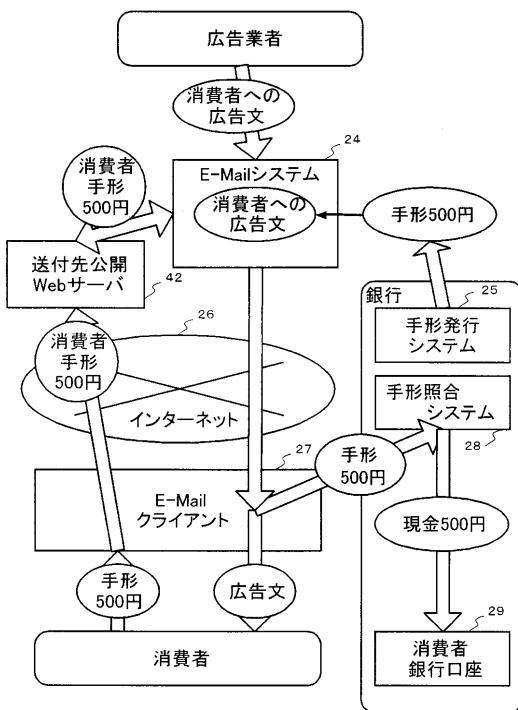
【図25】

第4の実施形態におけるEメール作成処理の
詳細フローチャート(その2)



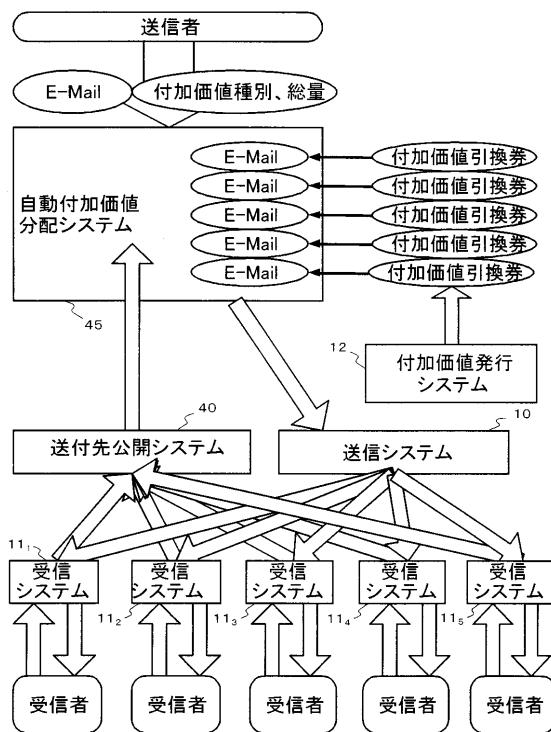
【図26】

第4の実施形態の具体例を説明する図



【図27】

本発明の第5の実施形態の基本構成ブロック図



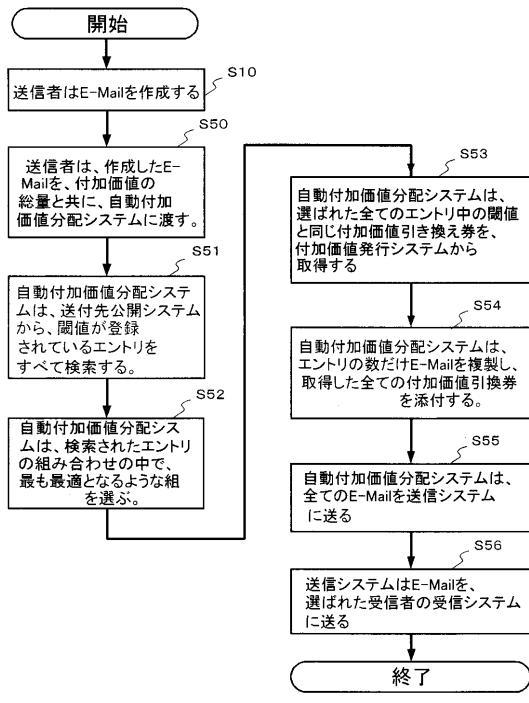
【図28】

第5の実施形態における
送付先格納データベースの格納内容の例

アドレス	付加価値種別	閾値
消費者1	手形	500円
消費者2	手形	1000円
	図書券	1000円
消費者3	図書券	1000円
消費者4	図書券	5000円
消費者5	図書券	3000円
	割引券	5000円

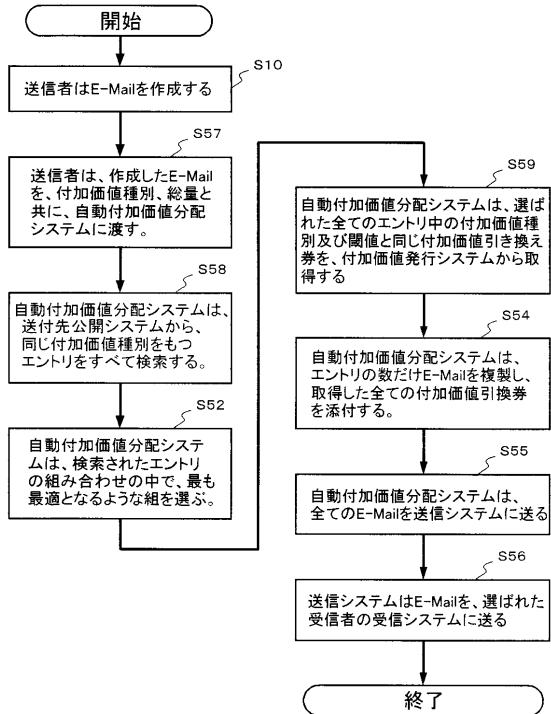
【図29】

第5の実施形態におけるEメール作成処理の
詳細フローチャート(その1)



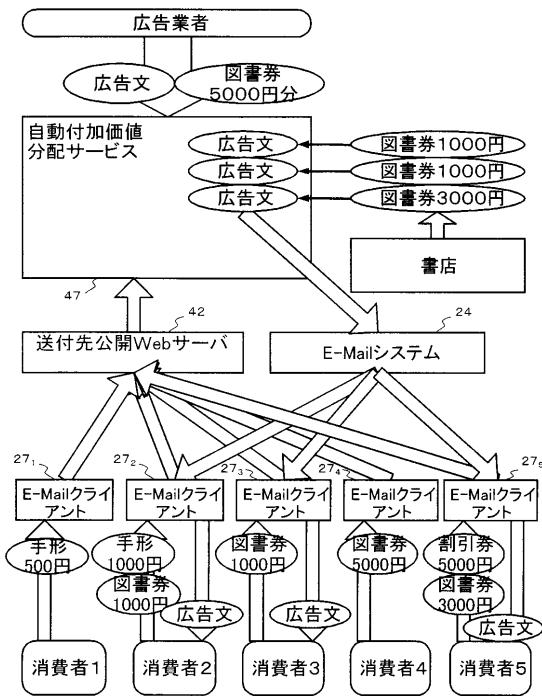
【図30】

第5の実施形態におけるEメール作成処理の
詳細フローチャート(その2)



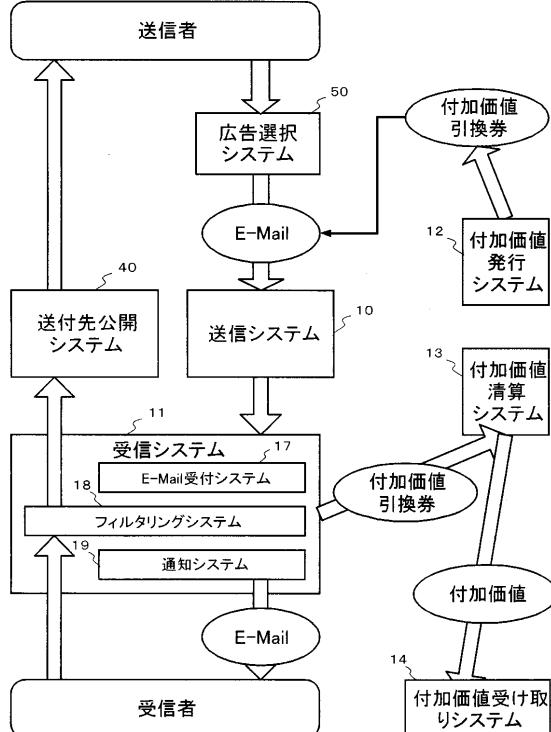
【図31】

第5の実施形態の具体例を説明する図



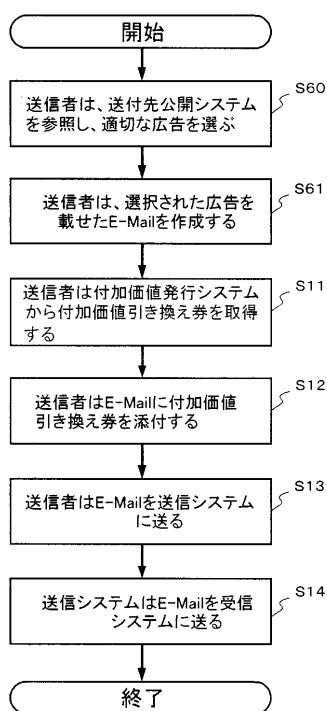
【図32】

本発明の第6の実施形態の基本構成ブロック図



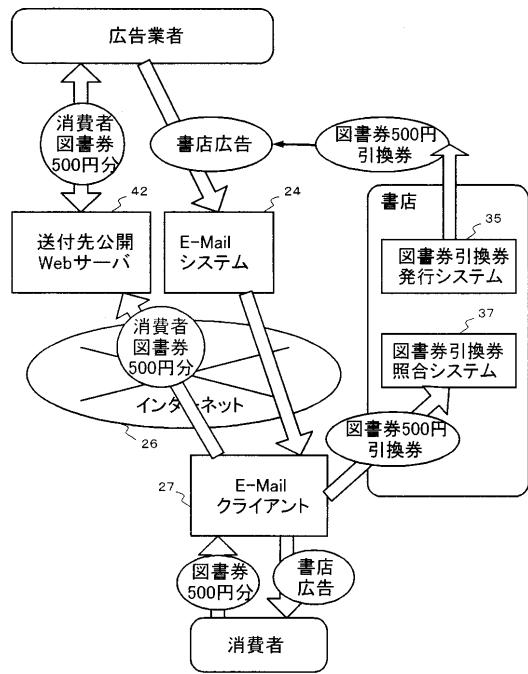
【図33】

第6の実施形態における
Eメール作成処理の詳細フローチャート



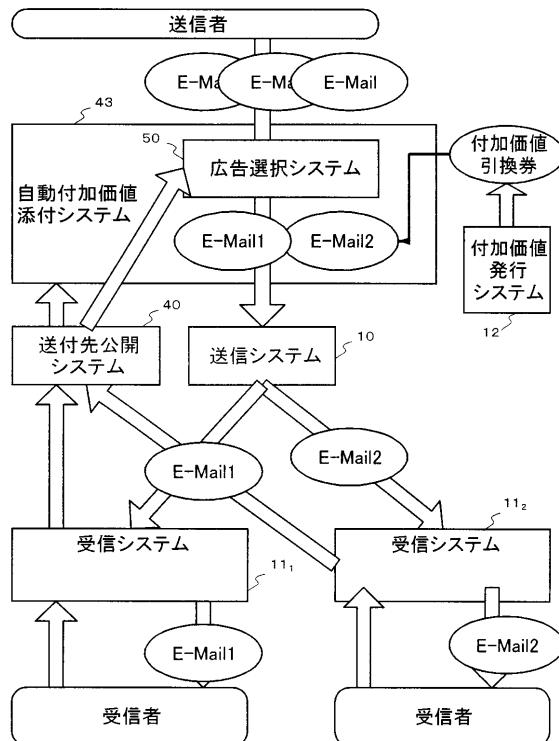
【図34】

第6の実施形態の具体例を説明する図



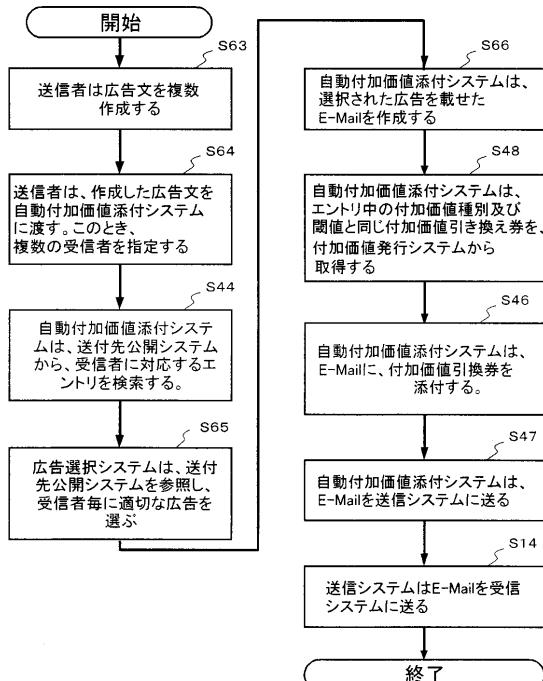
【図35】

本発明の第7の実施形態の基本構成ブロック図



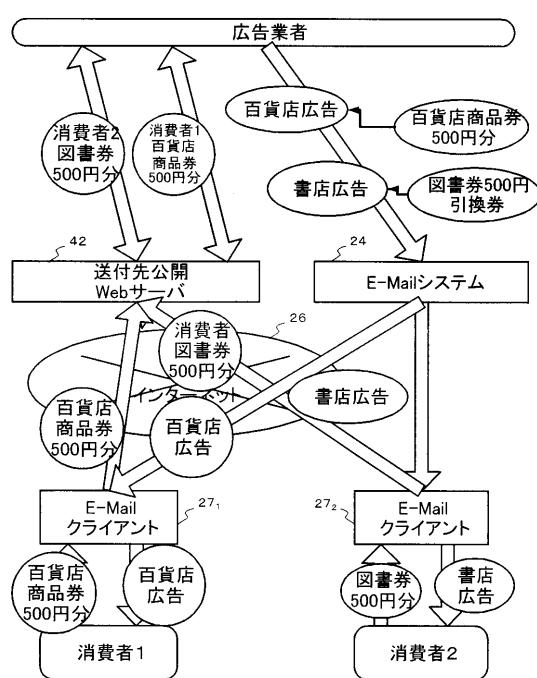
【図36】

第7の実施形態における
Eメール作成処理の詳細フローチャート



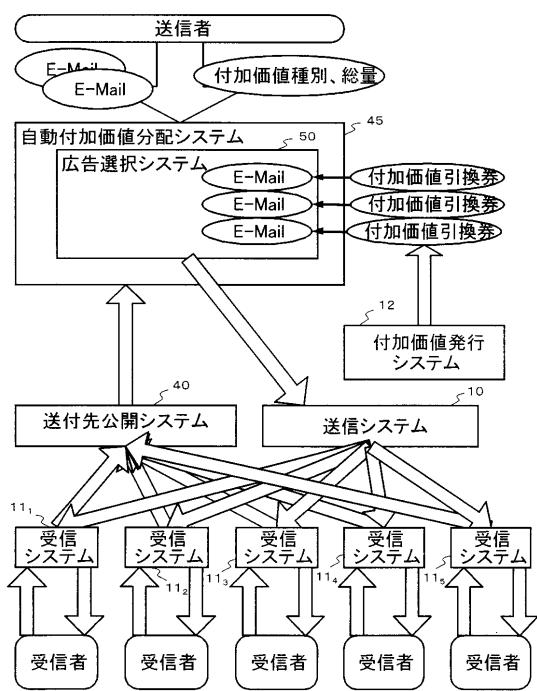
【図37】

第7の実施形態の具体例を説明する図



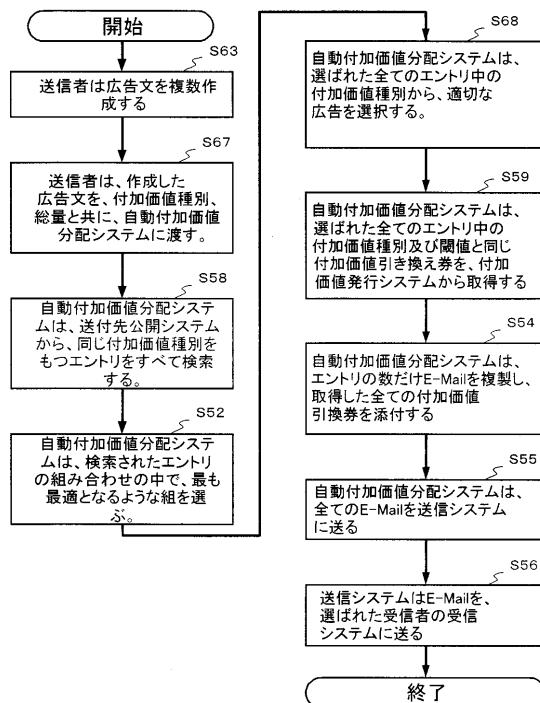
【図38】

本発明の第8の実施形態の基本構成ブロック図



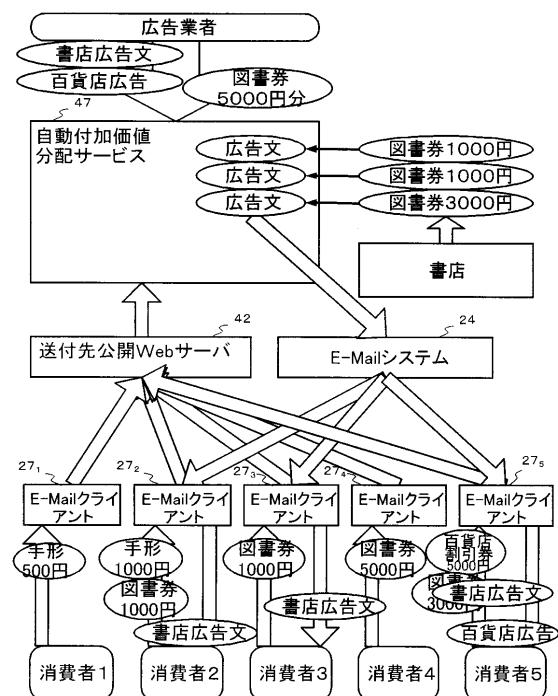
【図39】

第8の実施形態におけるEメール作成処理の詳細フローチャート



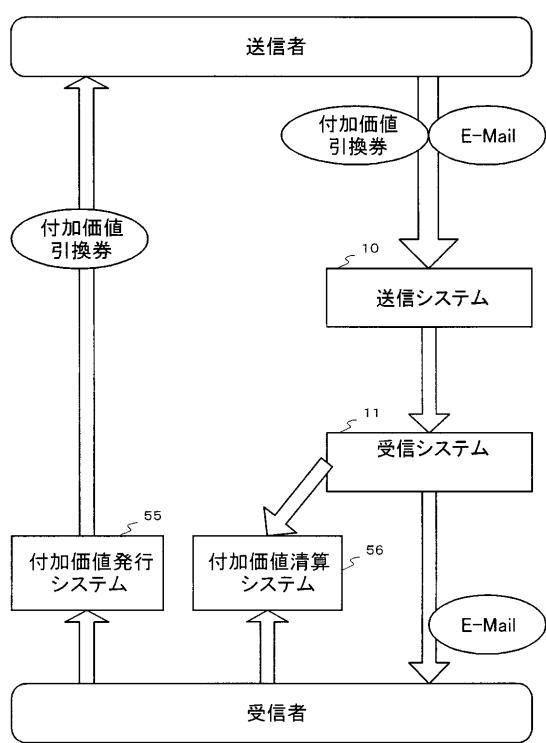
【図40】

第8の実施形態の具体例を説明する図



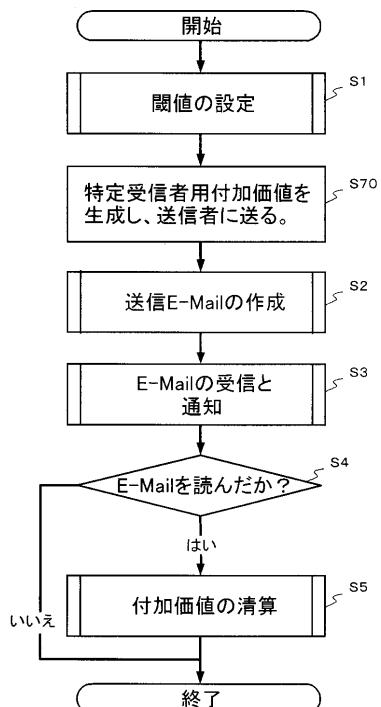
【図41】

本発明の第9の実施形態の基本構成ブロック図



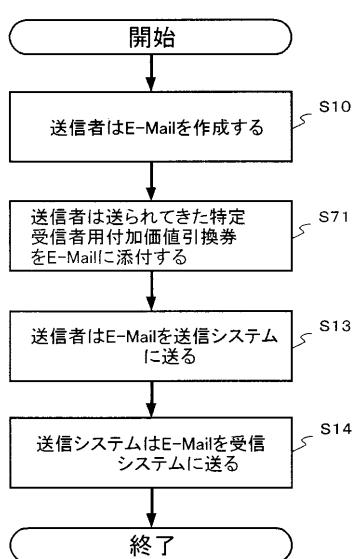
【図42】

第9の実施形態におけるEメール送受信処理の全体フローチャート



【図43】

第9の実施形態における送信Eメール作成処理の詳細フローチャート



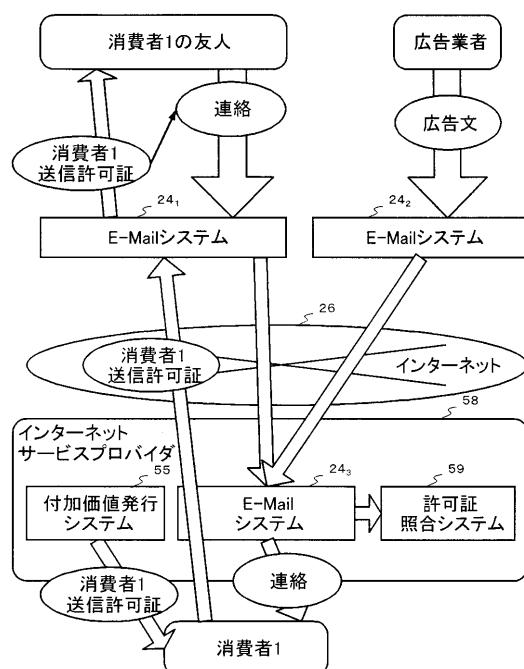
【図44】

第9の実施形態における閾値格納データベースの格納内容の例

付加価値種別	閾値
手形	200円
百貨店商品券	500円
百貨店割引券	2000円
図書券	500円
消費者1送信許可証	1

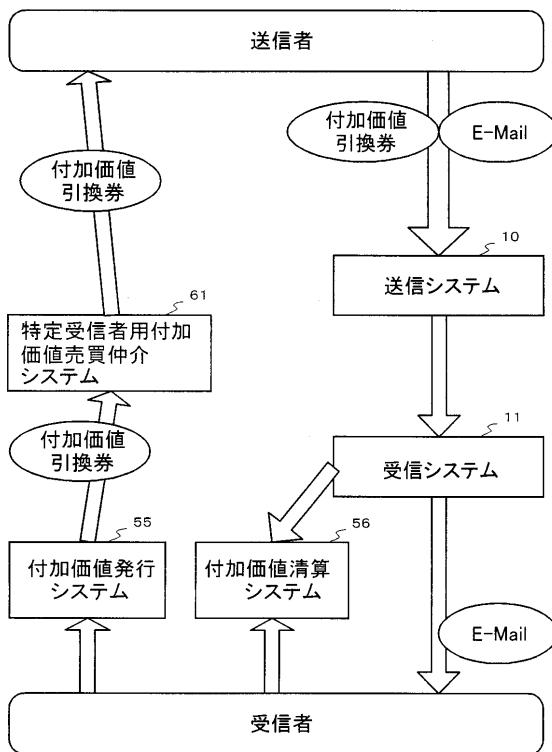
【図45】

第9の実施形態の具体例を説明する図

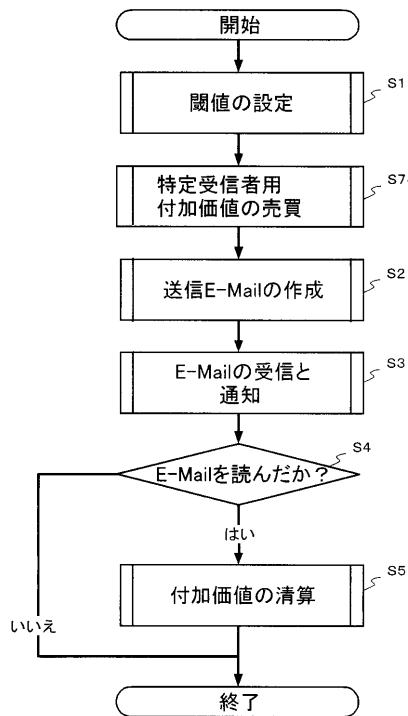


【図46】

本発明の第10の実施形態の基本構成ブロック図



【図47】

第10の実施形態における
Eメール送受信処理の全体フローチャート

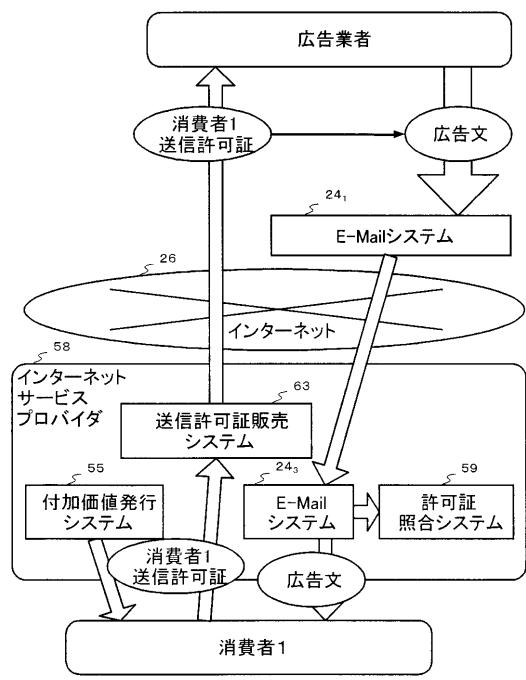
【図48】

送信許可証データベースの格納内容の例

付加価値種別	アドレス	価格	数量
消費者1送信許可証	消費者1	200円	1
消費者2送信許可証	消費者2	500円	3
消費者3送信許可証	消費者3	2000円	1
消費者4送信許可証	消費者4	500円	10

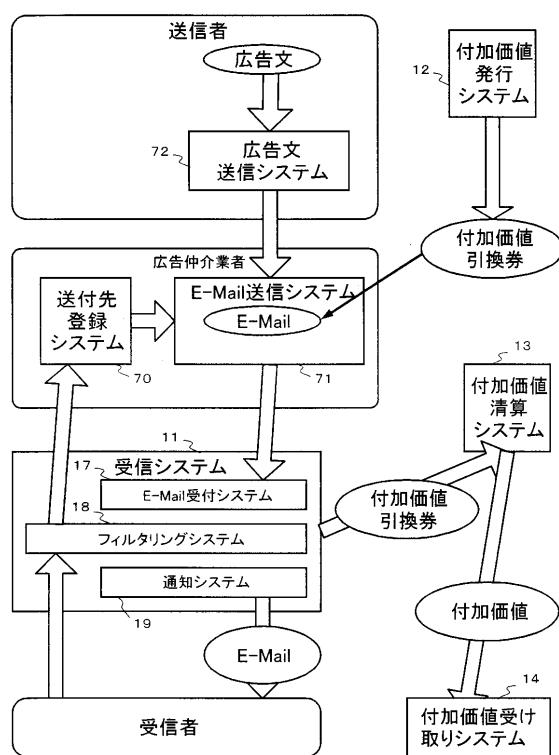
【図49】

第10実施形態の具体例を説明する図



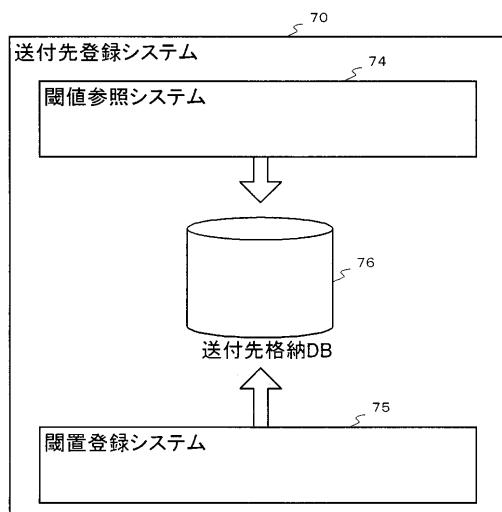
【図50】

本発明の第11の実施形態の基本構成ブロック図



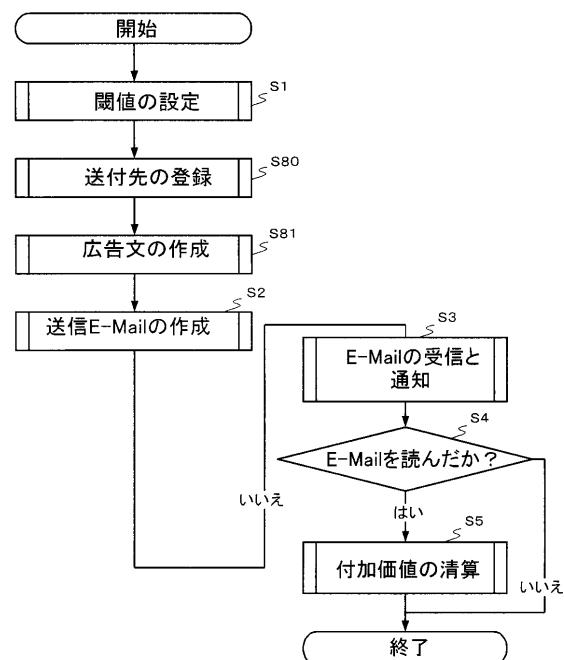
【図51】

第11の実施形態における送付先登録システムの詳細構成ブロック図



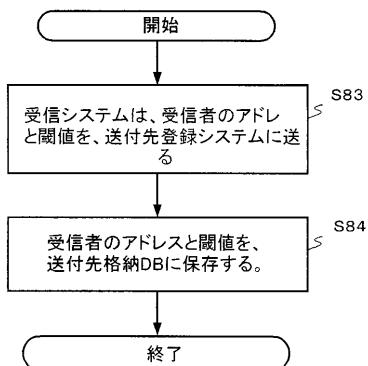
【図52】

第11の実施形態におけるEメール送受信処理の全体フローチャート



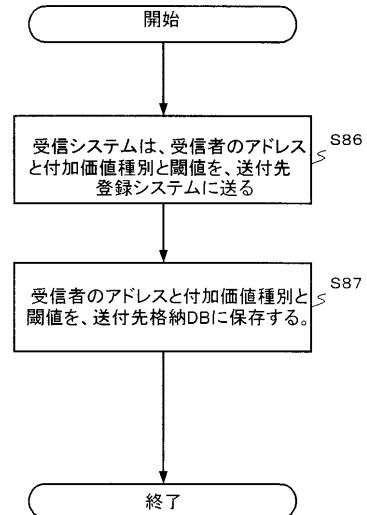
【図53】

第11の実施形態における
送付先登録処理の詳細フローチャート(その1)



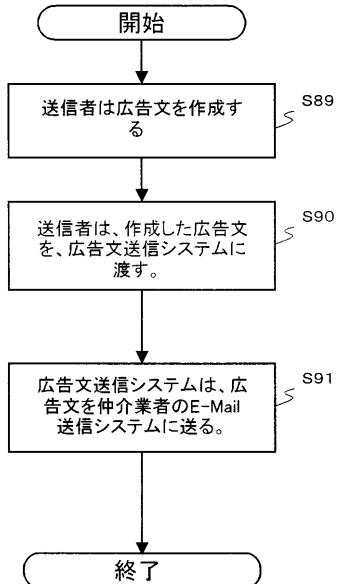
【図54】

第11の実施形態における
送付先登録処理の詳細フローチャート(その2)



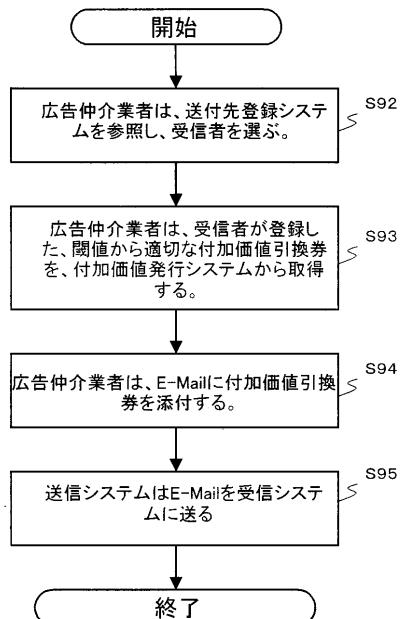
【図55】

第11の実施形態における
広告文作成処理のフローチャート



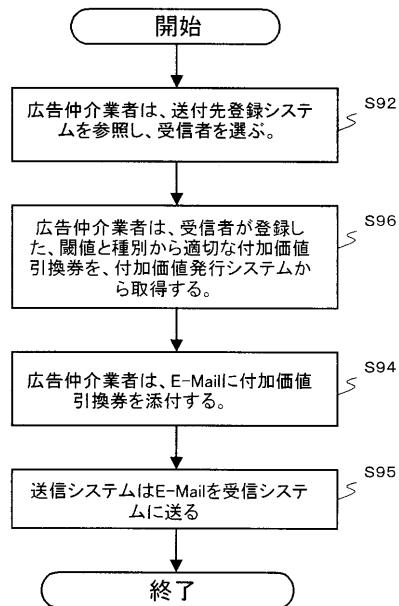
【図56】

第11の実施形態における
Eメール作成処理の詳細フローチャート(その1)



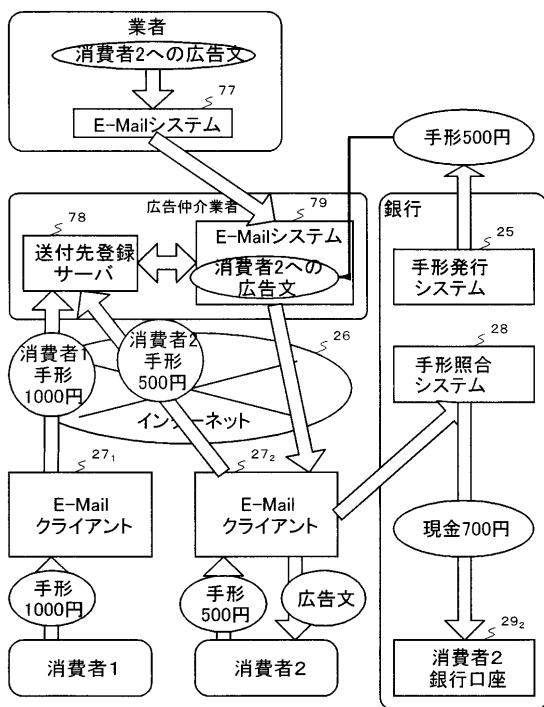
【図 5 7】

第11の実施形態における
Eメール作成処理の詳細フローチャート(その2)



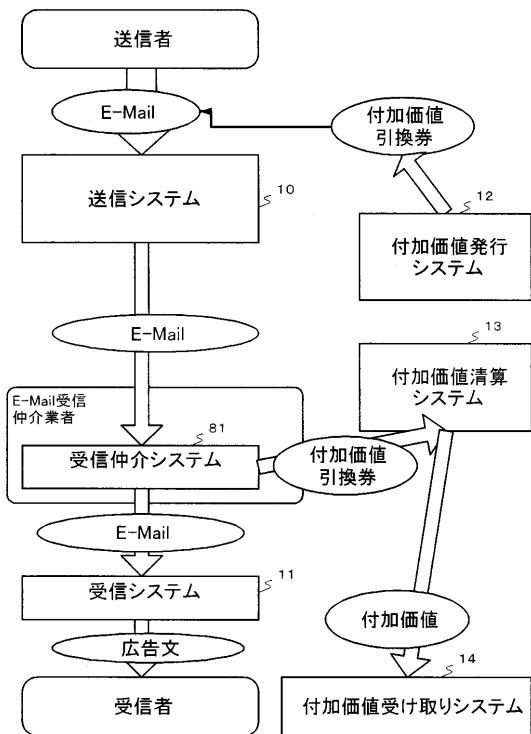
【図 5 8】

第11の実施形態の具体例を説明する図



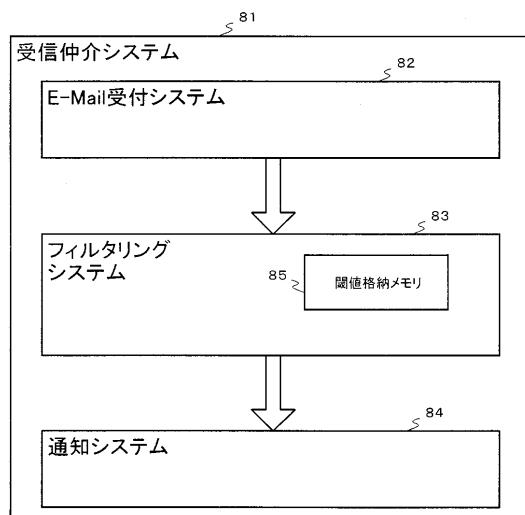
【図 5 9】

本発明の第12の実施形態の基本構成ブロック図

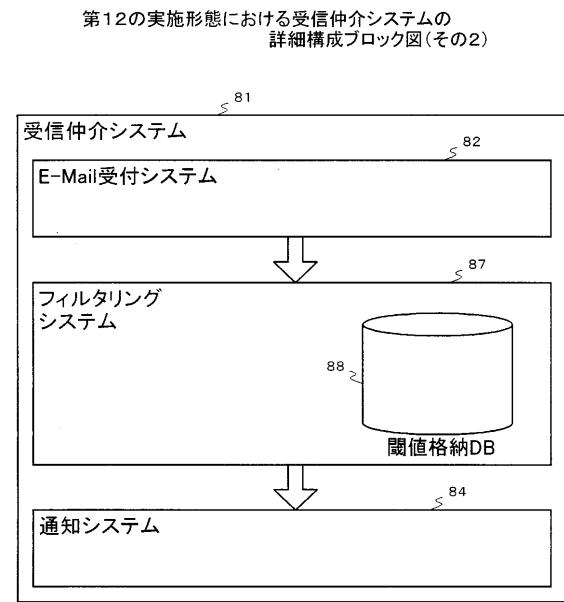


【図 6 0】

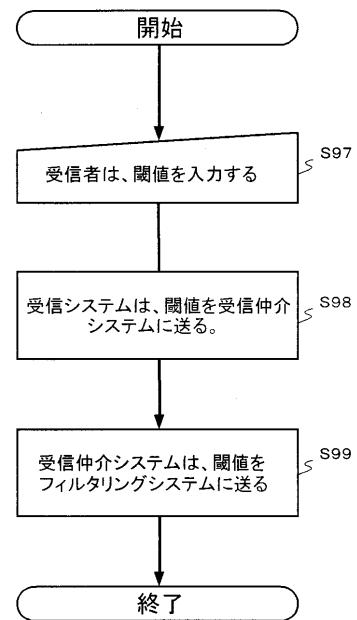
第12の実施形態における受信仲介システムの
詳細構成ブロック図(その1)



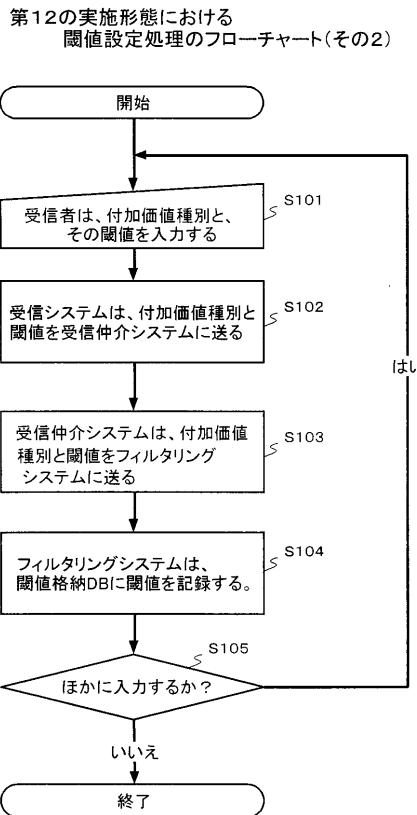
【図61】



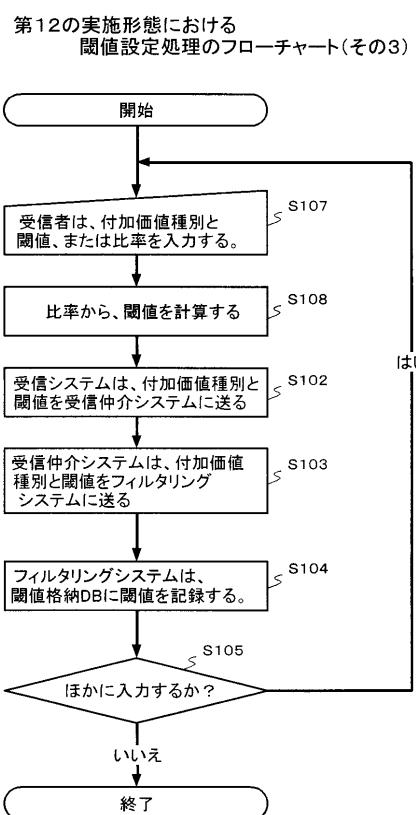
【図62】

第12の実施形態における
閾値設定処理のフローチャート(その1)

【図63】

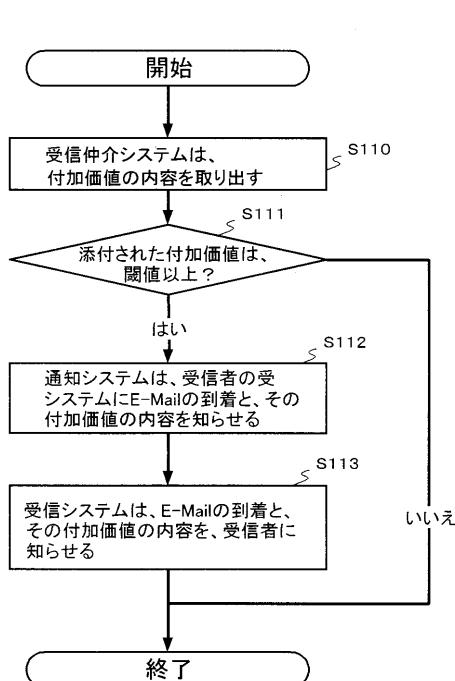


【図64】



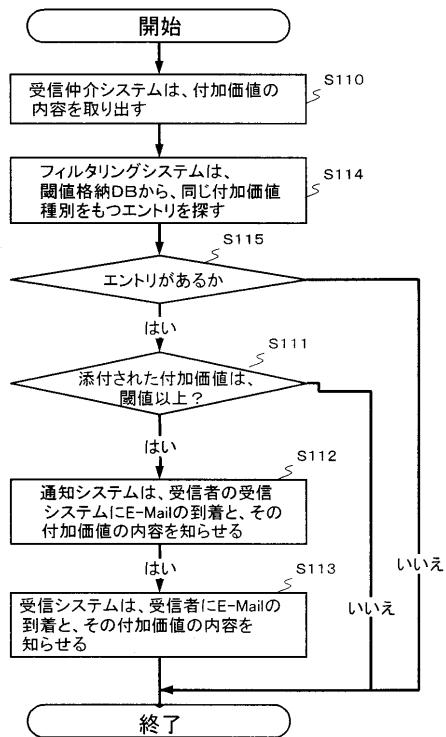
【図 6 5】

第12の実施形態におけるEメールの受信と通知処理の詳細フローチャート(その1)



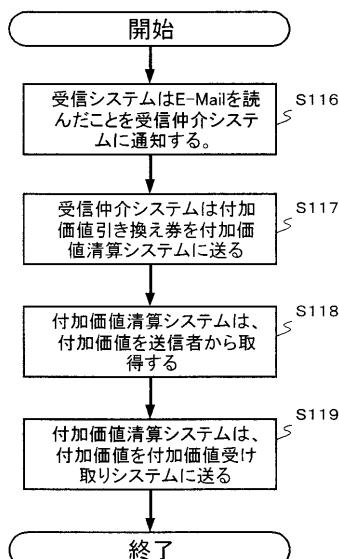
【図 6 6】

第12の実施形態におけるEメールの受信と通知処理の詳細フローチャート(その2)



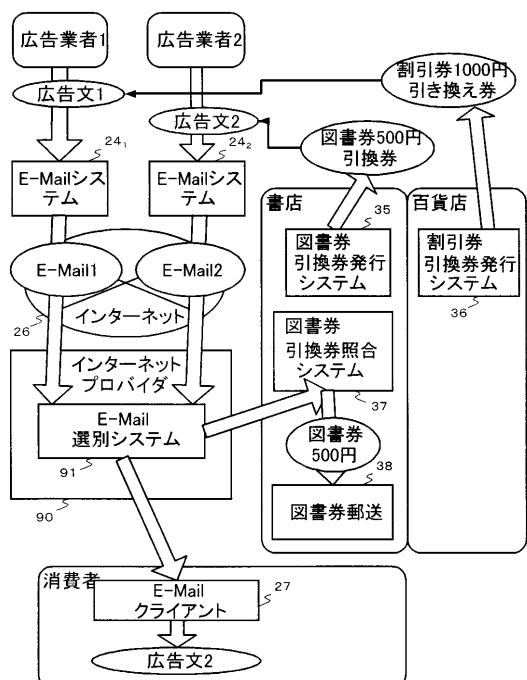
【図 6 7】

第12の実施形態における付加価値清算処理の詳細フローチャート



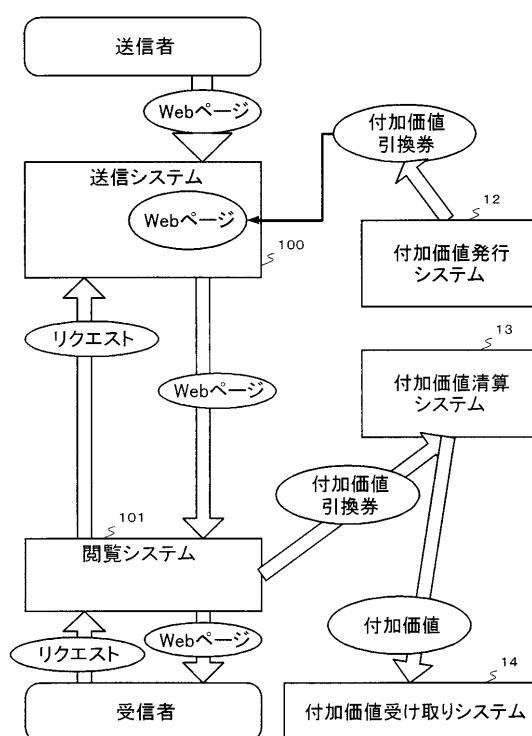
【図 6 8】

第12の実施形態の具体例を説明する図



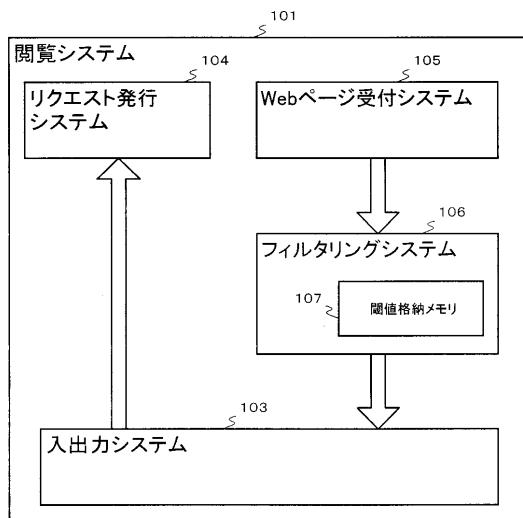
【図69】

本発明の第13の実施形態の基本構成を示すブロック図



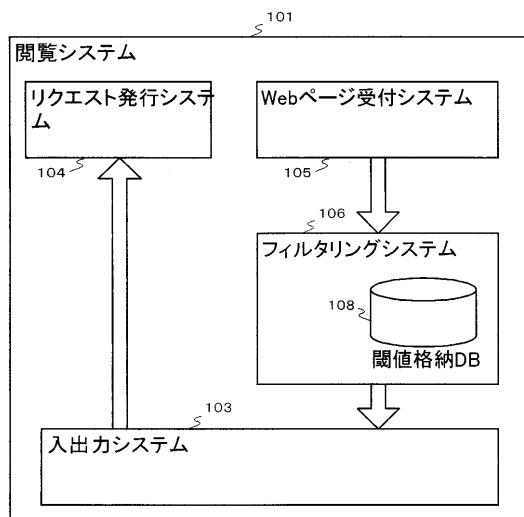
【図70】

第13の実施形態における閲覧システムの詳細構成を示すブロック図(その1)



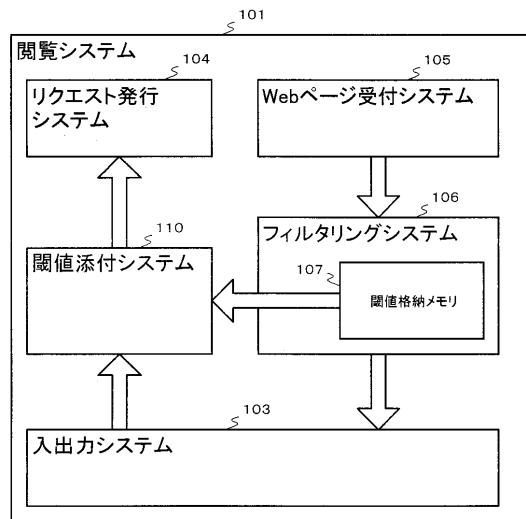
【図71】

第13の実施形態における閲覧システムの詳細構成を示すブロック図(その2)



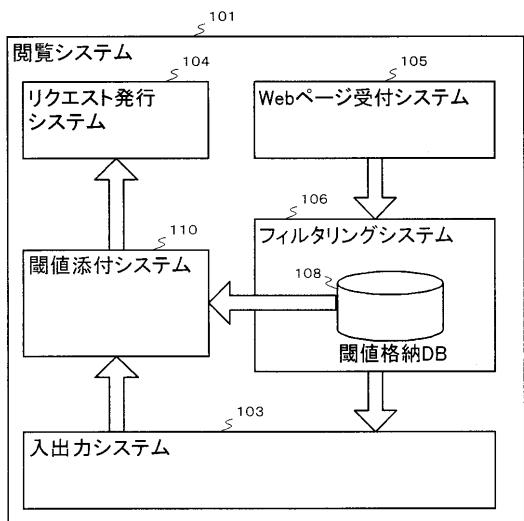
【図72】

第13の実施形態における閲覧システムの詳細構成を示すブロック図(その3)



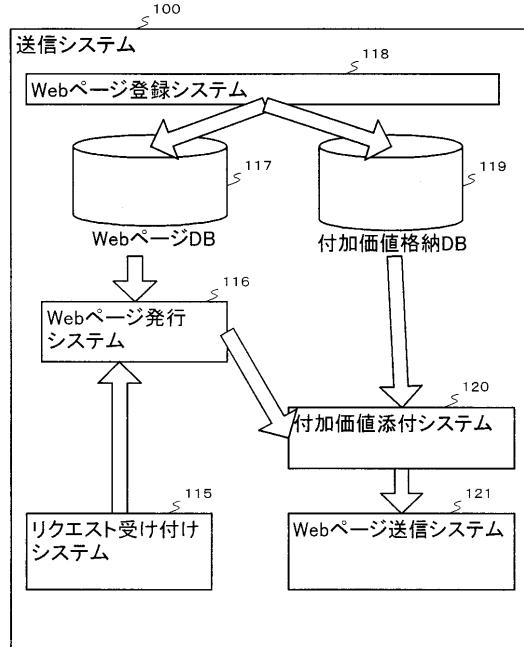
【図73】

第13の実施形態における閲覧システムの
詳細構成を示すブロック図(その4)



【図74】

第13の実施形態における送信システムの
詳細構成ブロック図(その1)



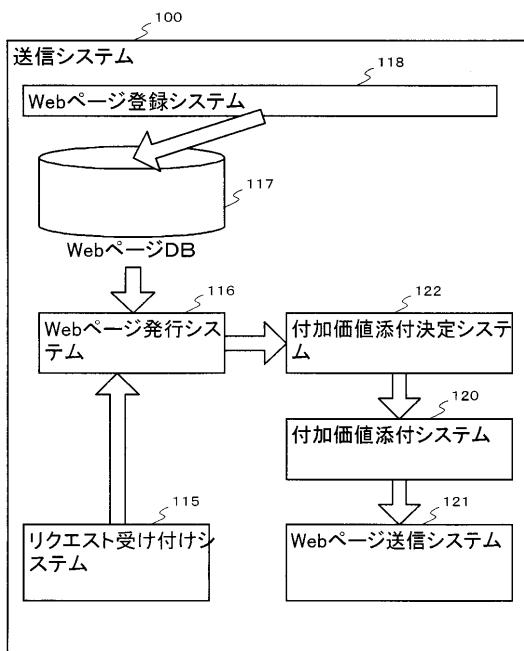
【図75】

付加価値格納データベースの格納内容の例を示す図

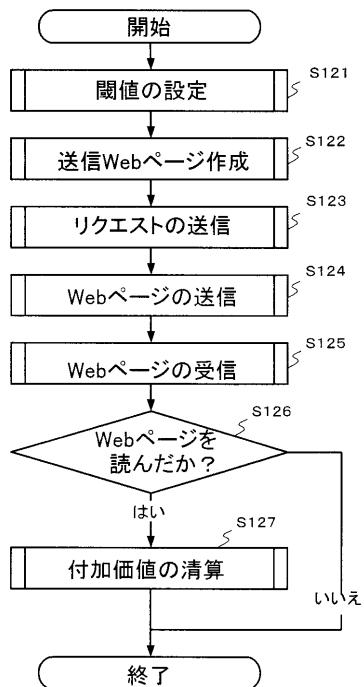
アドレス	付加価値種別	付加価値
abc	手形	500円
def	手形	1000円
def	図書券	1000円
ghi	図書券	1000円
jkI	図書券	5000円
mno	図書券	3000円
mno	割引券	5000円

【図76】

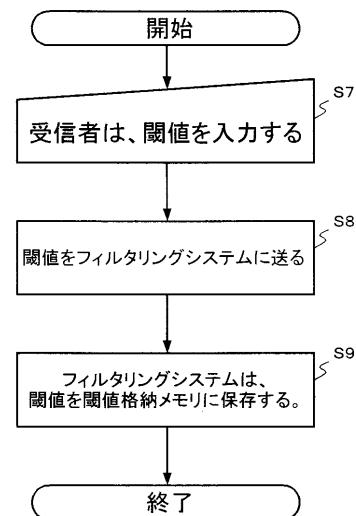
第13の実施形態における送信システムの
詳細構成ブロック図(その2)



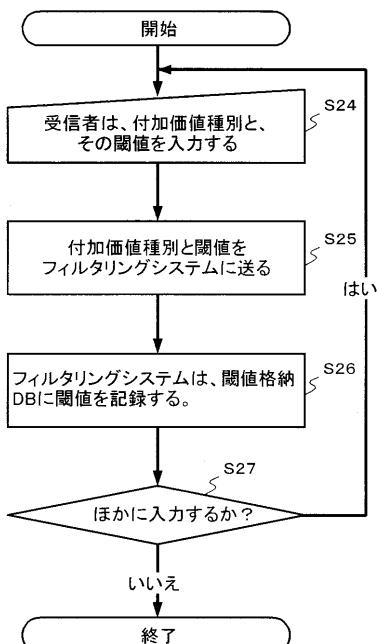
【図77】

第13の実施形態における
ウェブページ送受信処理の全体フローチャート

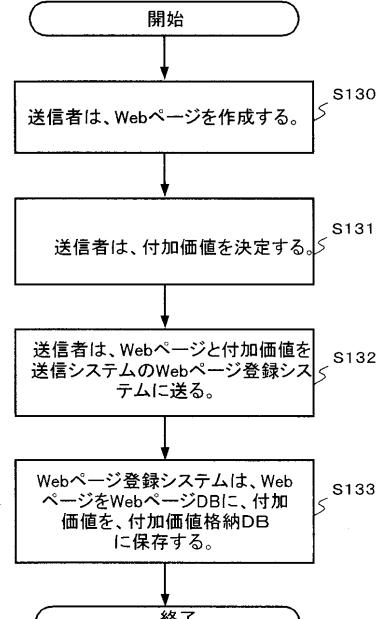
【図78】

第13の実施形態における
閾値設定処理の詳細フローチャート(その1)

【図79】

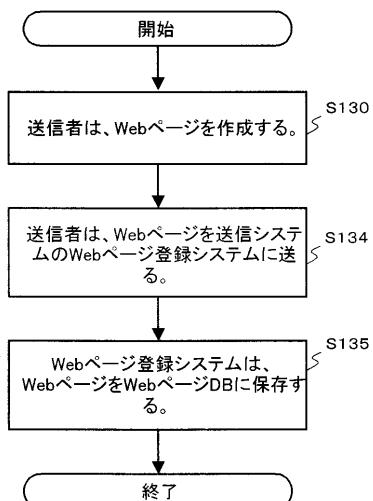
第13の実施形態における
閾値設定処理の詳細フローチャート(その2)

【図80】

第13の実施形態における
送信ウェブページ作成処理の詳細フローチャート(その1)

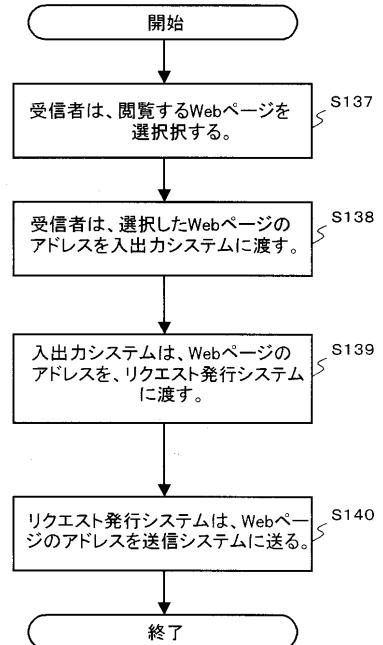
【図8-1】

第13の実施形態における
送信ウェブページ作成処理の詳細フローチャート(その2)



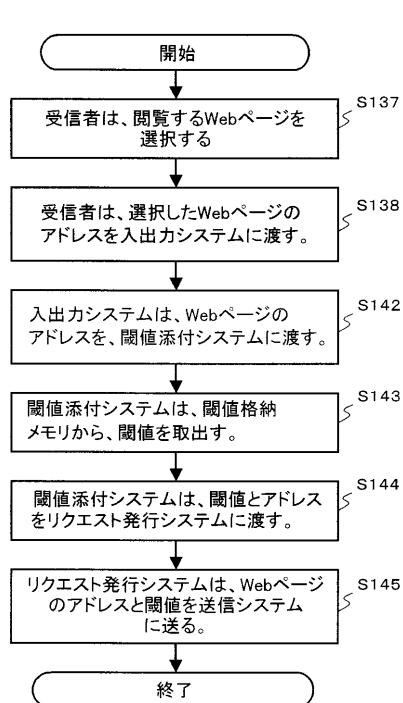
【図8-2】

第13の実施形態における
リクエスト送信処理の詳細フローチャート(その1)



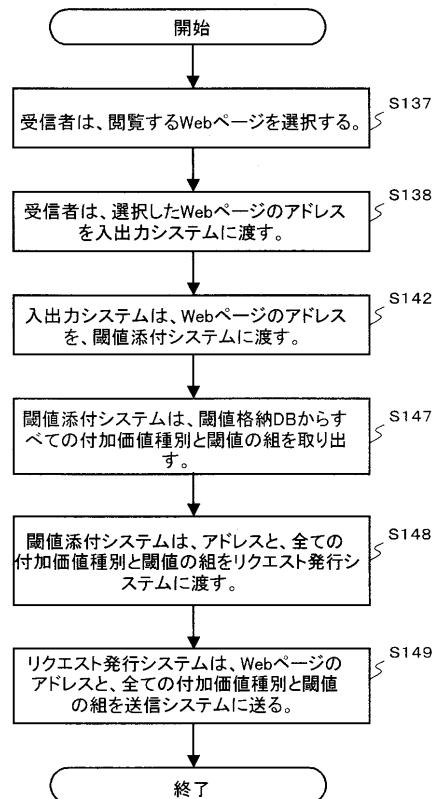
【図8-3】

第13の実施形態における
リクエスト送信処理の詳細フローチャート(その2)



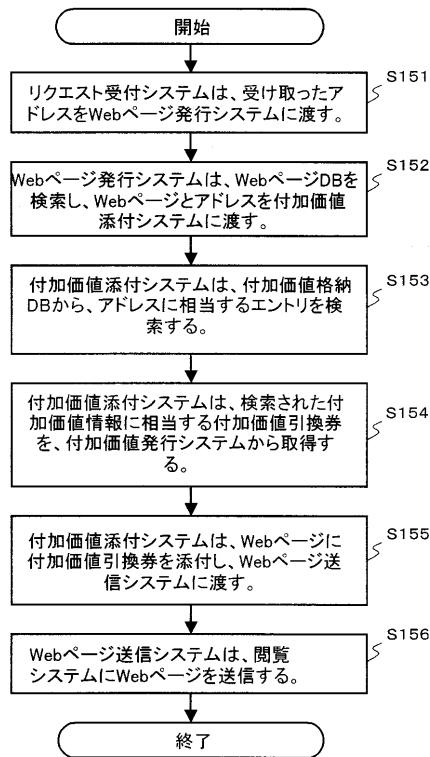
【図8-4】

第13の実施形態における
リクエスト送信処理の詳細フローチャート(その3)



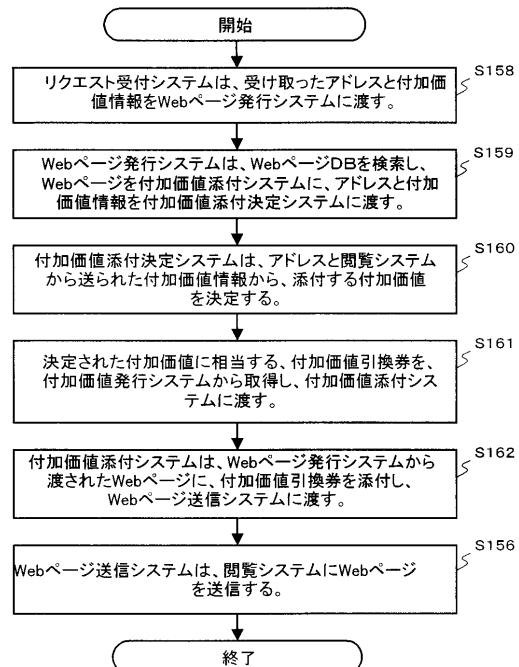
【図85】

第13の実施形態における
ウェブページ送信処理の詳細フローチャート(その1)



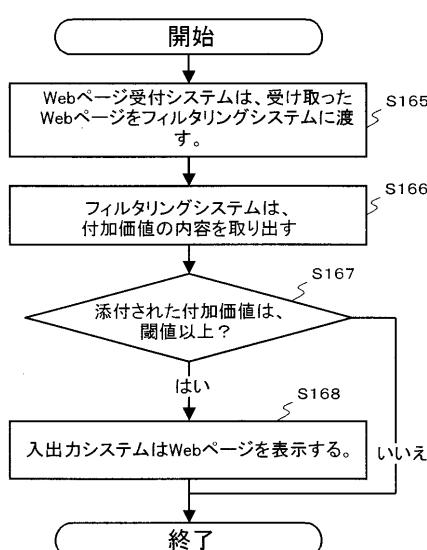
【図86】

第13の実施形態における
ウェブページ送信処理の詳細フローチャート(その2)



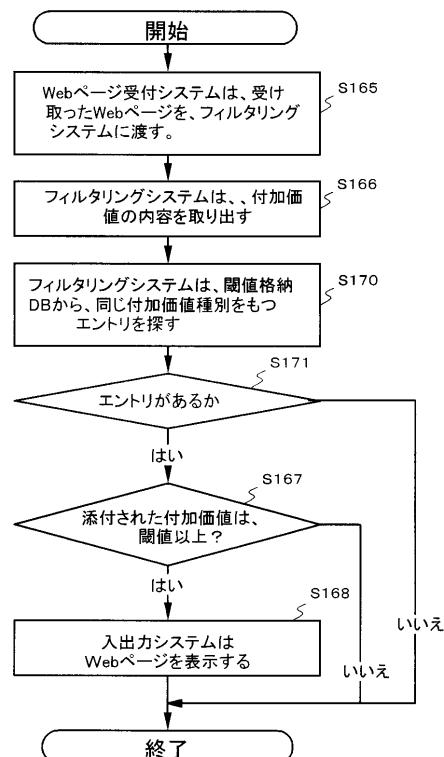
【図87】

第13の実施形態における
ウェブページ受信処理の詳細フローチャート(その1)



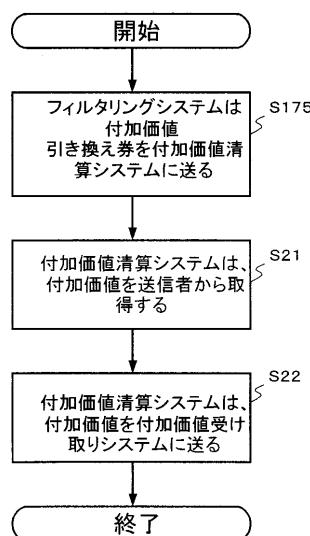
【図88】

第13の実施形態における
ウェブページ受信処理の詳細フローチャート(その2)



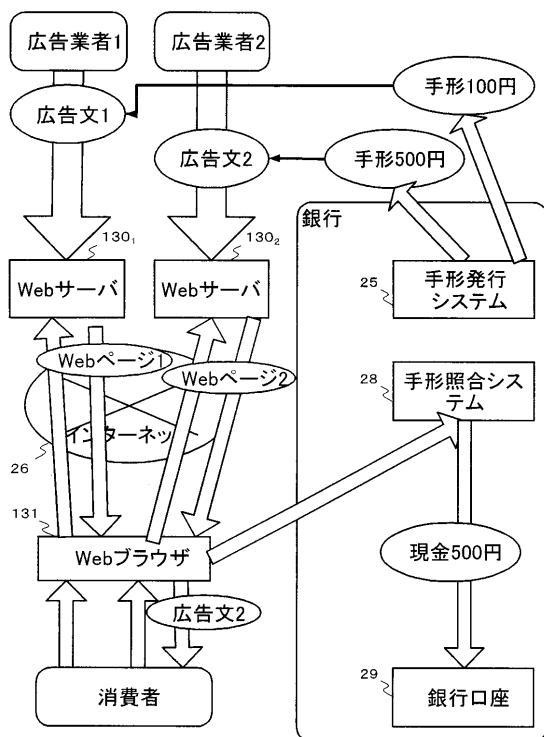
【図89】

第13の実施形態における
付加価値清算処理の詳細フローチャート



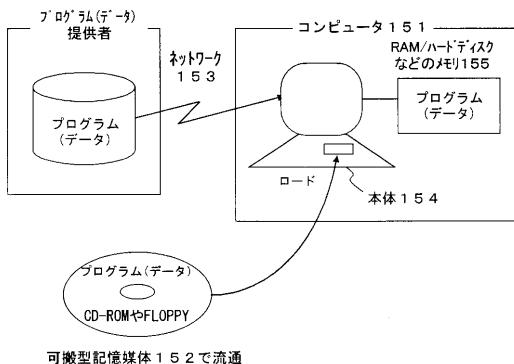
【図90】

第13の実施形態の具体例を説明する図



【図91】

本発明を実現するためのプログラムの
コンピュータへのロードイングを説明する図



フロントページの続き

(51)Int.Cl.

F I

G 0 6 F	17/60	3 2 4
G 0 6 F	17/60	3 2 6
G 0 6 F	17/60	3 3 0

(56)参考文献 特開平10-145423 (JP, A)

特表2003-503762 (JP, A)

特開平09-200254 (JP, A)

国際公開第99/051031 (WO, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04L 12/58

G06F 13/00

G06Q 10/00

G06Q 30/00

G06Q 50/00 ZEC